

平成30年第1回定例会（2月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料
福祉環境委員会提出資料

—— 当初予算・議案関係 ——

平成30年2月23日

健 康 福 祉 部

目 次

◎ 予算関係

1	平成30年度健康福祉部重点推進施策		1
2	健康寿命日本一に向けた取組		2
3	地域包括ケアシステム深化・推進事業	(福祉政策課)	3
4	地域医療介護総合確保基金積立金	(福祉政策課)	4
5	福祉人材確保推進事業	(地域・家庭福祉課)	5
6	(新)「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業	(地域・家庭福祉課)	6
7	家庭養護推進体制整備事業	(地域・家庭福祉課)	8
8	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業	(地域・家庭福祉課)	9
9	高齢者の社会参加促進事業	(長寿社会課)	11
10	地域でつなぐ認知症支援推進事業	(長寿社会課)	12
11	元気で明るい長寿社会づくり事業	(長寿社会課)	15
12	老人福祉施設等環境整備事業	(長寿社会課)	17
13	地域介護福祉施設等整備事業	(長寿社会課)	18
14	老人福祉総合エリア改修事業	(長寿社会課)	20
15	介護人材確保対策事業	(長寿社会課)	21
16	福祉医療費等助成事業	(国保改革準備・医療指導室)	26
17	(新)国民健康保険特別会計	(国保改革準備・医療指導室)	27
18	障害者県地域生活支援事業	(障害福祉課)	30
19	障害者総合支援法等推進事業	(障害福祉課)	33
20	手話等普及啓発促進事業	(障害福祉課)	34
21	(新)障害者差別解消推進事業	(障害福祉課)	35
22	障害児・者施設整備補助事業	(障害福祉課)	36
23	児童保護費負担金	(障害福祉課)	37
24	健康づくり基盤整備事業	(健康推進課)	38
25	心はればれ県民運動推進事業	(健康推進課)	39
26	「あきた健康宣言！」推進事業	(健康推進課)	42
27	妊娠・出産への健康づくり支援事業	(健康推進課)	45
28	歯科保健医療推進事業	(健康推進課)	48

29	がん検診推進事業	(がん対策室)	50
30	(新)たばこによる健康被害予防推進事業	(がん対策室)	51
31	がん医療対策推進事業	(がん対策室)	52
32	地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業	(医務薬事課)	54
33	周産期医療体制整備事業	(医務薬事課)	57
34	災害医療体制整備事業	(医務薬事課)	58
35	在宅医療推進支援事業	(医務薬事課)	59
36	医療ネットワーク推進事業	(医務薬事課)	61
37	医師地域循環型キャリア形成支援システム推進事業	(医師確保対策室)	63
38	地域医療従事医師確保対策事業	(医師確保対策室)	65
39	総合診療・家庭医養成事業	(医師確保対策室)	67

◎ 議案関係

1	秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(地域・家庭福祉課)	68
2	秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金条例を廃止する条例案の概要	(長寿社会課)	70
3	秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例案の概要	(長寿社会課)	71
4	秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案の概要	(国保改革準備・医療指導室)	73
5	秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(障害福祉課)	76
6	秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案の概要	(医務薬事課)	78

平成30年度健康福祉部重点推進施策

健康福祉部

【重点方針】

- ①様々な分野の担い手や推進役となる人材の確保・育成を重点的に進めるとともに、多様な主体との幅広い協力関係を築く。
- ②健康寿命の延伸に向けて、県民一人ひとりの健康意識を高め、行動変容につなげるための心と体の健康づくりに向けた取組を強化する。
- ③高齢者等が安心して暮らしていくため、ニーズに対応した医療や、医療・介護・福祉の連携によるサービス提供体制の整備と地域での支え合いを促進する。

健康寿命日本一に向けた 県民運動の展開

- 健康づくり情報の一元的発信
- 減塩や野菜摂取量の増加などによる食生活習慣の改善支援
- 冬場の運動環境の提供
- 「健康経営」の導入促進
- たばこを「やめる」「吸わない」「吸わせない」の3本柱による総合的なたばこ対策の推進
- 県版ねりんピックへの支援による高齢者の「生きがいづくりと健康づくり」の推進
- 高齢化に伴い増加するロコモティブシンドロームやフレイルの予防対策の強化
- 国保の健診データ分析に基づく健康づくりの推進
- 乳幼児から高齢者まで一貫した歯科保健指導の推進

自殺率ワーストからの脱却

- 慢性疾患患者やがん患者に対する心理的ケア体制の構築
- 「ゲートキーパー」の養成による、身近で気付き、見守り、つなぐ体制の強化
- 高等学校におけるSOSの出し方教育と教職員向け自殺予防対策研修の実施
- 自殺未遂による救急患者に対処する医療従事者や救急救命士等への対応訓練の実施
- 市町村自殺対策計画の策定支援

高齢化社会における ニーズ対応型医療提供体制の整備

- 高齢者に特有の疾患や脳・循環器疾患に係る医療提供体制の強化
- がん診療連携拠点病院等の診療機能等の強化
- 地域医療の確保・充実に向けた医師の養成と研究推進のための大学への寄附講座の設置
- 看護師等医療従事者の養成・確保・定着に向けた取組の推進
- 在宅医療提供体制の整備の促進と人材育成及び施設・設備整備への支援

地域共生社会の実現に向けた やさしい地域づくり

- 企業等への手話等の普及拡大
- 障害を理由とする差別の解消のための条例の制定
- 事業所相談会の開催等による障害者の作業工賃向上支援
- 地域福祉活動への参加促進に向けた「我が事」意識の醸成と、地域活動ネットワークの構築支援
- 市町村地域福祉計画の策定支援

介護等が必要になっても 安心して暮らせるあきた

- 「介護サービス事業所認証評価制度」の普及・啓発の推進
- シニア世代を対象とした介護分野への参入促進
- 中学・高校生等への情報発信強化による介護・福祉分野への若者の参入促進
- 介護ロボットの導入の推進
- 認知症疾患医療センターを中心とした地域で支える体制の強化
- 認知症サポーターの養成と、活動範囲の拡大

複雑な事情を抱える子どもへの あたたかい支援

- 生活保護世帯やひとり親世帯等の中学生・高校生、高校中退者等に対する学習支援
- 地域における支援のつなぎの役割を担う「コーディネーター」の養成など、市町村における子どもの貧困対策の促進
- 登録里親と里親委託率の増加に向けた普及・啓発の強化

健康寿命日本一に向けた取組 ～健康づくり県民運動2年目の展開～

健康福祉部

一般会計

総事業費 275,544千円

国民健康保険
特別会計

身体 の 健康	「あきた健康宣言！」 推進事業 42, 120千円	県民の健康づくり 3本柱	県民への情報発信	19, 827千円	(継) マスメディアを活用した周知・啓発(健康フェア、CM等) (新) HP、広報紙、SNS等による協議会事業の広報の強化 (新) フレイル啓発セミナー
			健康経営	238千円	(新) 健康経営セミナー
			地域の人材づくり	10, 306千円	(拡) 健康長寿推進員育成支援(4→9市町村) (新) 健康ポイント導入研修会
			推進体制	1, 429千円	(新) 協議会構成団体の活動表彰
			栄養・食生活 (減塩・野菜摂取)	6, 774千円	(新) 飲食・流通業、社員食堂へのあきたヘルシーメニューの普及 (拡) 減塩＆野菜を食べよう推進事業(4道県連携事業)
	身体活動・運動	3, 546千円		(拡) 歩いて健康づくり県民運動(ふるさと村等の利用) (拡) 健康合宿(参加者20人→45人)	
	たばこによる健康被害 予防推進事業 4, 025千円		たばこ対策	4, 025千円	(新) たばこの健康被害への理解促進キャンペーン (新) たばこの煙を避けたい利用者の「意思表示カード」作成・配布 (新) 若い世代への喫煙防止の啓発
	健康づくり基盤整備事業		(継)糖尿病重症化予防対策の推進 (新)健康づくりに関する調査		6, 305千円
	高齡化社会に対応した医療提供体制推進事業		(拡)高齡者医療先端研究センター運営支援		58, 766千円
	生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり推進事業		(拡)元気アップ運動教室の開催		12, 060千円

心の 健康	心はればれ県民運動推進事業 (新)子ども・若者の自殺の予防 (新)身体疾患を原因とする自殺予防				78, 549千円
	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 (新)市町村の地域福祉推進に向けた取組 (新)地域福祉を推進する人材の育成		元気で明るい長寿社会づくり事業 (拡)県版ねんりんピックの開催支援 (新)「福祉・文化のつどい」開催支援		7, 112千円 39, 020千円
	高齡者の社会参加促進事業 (新)高齡者の文化活動の支援		8, 326千円		

社会的 健康				

保険給付費
等交付金

(新)
県版保険者努力
支援制度交付金

457, 706千円



保険給付費
等交付金

(新)
県版保険者努力
支援制度交付金

457,706千円



めざせ健康寿命日本一!

事業概要

福祉政策課

事業名	内容
地域包括ケアシステム 深化・推進事業 3,178千円 (Ⓐ 3,178) [地域医療介護総合 確保基金]	1 事業目的 高齢者等が介護や療養が必要な状態になっても、住み慣れた場所で生活が続けることができる環境を整備するとともに多様な主体が支え合い活躍できる社会を構築するため、地域特性に応じた地域包括ケアシステム構築を支援するほか、多様な関係者の連携強化を図る。 2 事業内容 (1) 医療・介護・福祉連携促進協議会費 642千円 地域包括ケアシステムの構築に向けた各団体の取組や県レベルでの連携を着実に推進するため、県医療・介護・福祉連携促進協議会を開催する。 ・ 委 員 医療・介護・福祉団体の関係者 ・ 開催回数 2回 (2) 地域の連携促進事業費 1,727千円 各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を促進するため、主に地域振興局単位で、圏域の連携促進や課題解決に向けた検討を行うとともに、より広い圏域で情報共有を図るため、ブロック別意見交換会を開催する。 ・ 内 容 地域の連携促進協議会、ワーキンググループ 会議 ブロック別意見交換会 (3) 連携促進研修会費 213千円 地域包括ケアシステムの深化を図るため、全県的に理解の促進や取組の底上げが必要な分野について研修会を開催する。 ・ 対 象 者 市町村、地域包括支援センターの職員等 (4) 医療介護総合確保事業計画策定委員会費 596千円 地域医療介護総合確保基金を活用して事業を実施するために策定する県計画について、有識者から意見聴取を行う。 ・ 委 員 医療・介護・福祉団体の代表者 ・ 開催回数 2回

事業概要

福祉政策課

事業名		内 容	
地域医療介護総合確保 基金積立金		1 目的 医療介護総合確保促進法に基づき策定する秋田県計画（平成30年度）に掲げる事業を実施するため、国の医療介護提供体制改革推進交付金を活用し、地域医療介護総合確保基金を積み増しする。	
668,379千円			
① ② ③ ④	445,275	2 対象事業	
	465	(1) 医療分	
	222,639	①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
		②医療従事者の確保に関する事業	
		(2) 介護分	
		①介護施設等の整備に関する事業	
		②介護従事者の確保に関する事業	
		3 内訳	
		(1) 元金	
		667,914千円	
		国負担 (2/3) 445,275千円	
		県負担 (1/3) 222,639千円	

○基金積立金の内容 (単位：千円)

区分	基金積立金	国負担	県負担
医療分	374,393	249,595	124,798
介護分	293,521	195,680	97,841
計	667,914	445,275	222,639

(2) 運用利息 465千円
平成30年度運用益見込み

【参考】基金の積立状況 (単位：千円)

区分	H26	H27	H28	H29	H26～29 積立額計	(参考) H29末 残額見込	H30 当初積立額	備 考
医療分	1,070,000	864,988	1,012,284	2,031,152	4,978,424	2,345,487	374,393	国の内示を踏まえ、追加計上を予定
介護分	—	1,013,865	1,956,184 (H27国補正分)	712,983	4,986,960	2,113,050	293,521	
			1,303,928					
計	1,070,000	1,878,853	4,272,396	2,744,135	9,965,384	4,458,537	667,914	

事業概要

地域・家庭福祉課

事業名	内容
福祉人材確保推進事業 3,931千円 (⊕ 3,561) (⊖ 370) [地域医療介護総合 確保基金]	1 事業目的 元気な高齢者などの多様な主体が福祉の現場で活躍できる環境づくりなど、福祉人材の確保・定着に向けた施策のあり方を検討するとともに、福祉の仕事について正確な情報を積極的に発信して、一面的なマイナスイメージの払拭を図る。 2 事業内容 (1) 福祉人材確保推進協議会事業 996千円 ①福祉人材確保推進協議会の開催 福祉人材の確保・定着に向けた施策の方向性、具体的な事業の検討を行う。 ・構成メンバー 介護、障害、保育、看護等の関係団体や県福祉保健人材・研修センター（県社会福祉協議会）の代表者等 ②求職者や学生等に対する情報提供、啓発 ・求職者や学生を対象とした仕事の具体的内容をまとめたリーフレットの作成・配布 ・中学生や保護者、教師等を対象とした福祉の仕事に関する理解を促進するパンフレット等の作成・配布 (2) 小学生向け福祉教育副読本の作成・配布 370千円 ボランティア等の福祉のこころや福祉の仕事について学ぶための副読本を作成し、小学3年生に配布する。 (3) 中学校における福祉の仕事セミナーの開催 2,565千円 将来の職業選択に結び付けるため、配布したパンフレットを活用しながら、福祉の仕事の魅力ややりがい等を生徒や学校関係者に直接伝えるセミナーを開催する。 ①対象等 中学2年生（20校を予定） ②内 容 ・福祉の仕事に関する職種や資格等の説明 ・福祉現場で働く先輩の体験談 ③委託先 （福）秋田県社会福祉協議会

事業概要

地域・家庭福祉課

事業名	内 容
⑨「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 7,112千円 〔 ⑩ 5,145 〕 〔 ⑪ 1,967 〕	1 事業目的 福祉の「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民等が「我が事」として地域づくりに参画する「地域共生社会」の実現に向け、市町村の地域福祉計画策定等の取組を支援するとともに、県民の地域福祉活動への参加促進に向けた意識の醸成や、地域福祉の担い手の養成等を実施する。 2 事業内容 (1) 地域福祉支援計画推進事業 250千円 ①県地域福祉支援計画の周知等 市町村や社会福祉協議会などを対象に、地域福祉推進の方向性など地域福祉支援計画の内容の周知を図るとともに、地域共生社会の実現に向けたセミナーを開催する。 ②地域福祉計画未策定市町村における意見交換会の開催 市町村の地域福祉計画の策定を促進するため、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自治会など、関係者による意見交換会を開催する。 ・開催場所 計画未策定の8町村 (2) 地域福祉活動基盤整備事業 6,862千円 地域住民が「我が事」として主体的に地域福祉活動を展開する意識の醸成を図るとともに、新たに活動に参画する人材の養成を図る。 ・委託先 (福)秋田県社会福祉協議会 ①地域福祉活動参加促進セミナーの開催 「我が事」意識の必要性や、社会福祉法人などの様々な主体による地域福祉活動の事例等を紹介する。 ・開催地等 秋田市(1回) ・対象者 県民、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、社会福祉法人等

	②地域福祉活動参加促進検討委員会の開催 民生委員・児童委員の候補者となり得る人材の育成方策や地域福祉活動への住民参加の促進策の検討を行い、マニュアルとして取りまとめる。 ・委員会の構成メンバー 学識経験者、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター、老人クラブ、社会福祉法人、市町村等 ・マニュアルの配布先 市町村、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、福祉関係団体等 ③地域福祉活動スタート人材養成講座の開催 民生委員・児童委員を補佐し、地域で見守りや福祉活動を行う人材を養成する。 ・開催地等 県内3か所（県北、中央、県南）各1回 ・対象者 地域住民、老人クラブ、社会福祉法人等 ④地域福祉活動実践者養成講座の開催 地域の課題やニーズ把握などを率先して行い、支え合いのネットワークの中心的役割を担うリーダーを養成する。 ・開催地等 県内3か所（県北、中央、県南）各1回 ・対象者 市町村社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等
--	--

事業概要

地域・家庭福祉課

事業名	内容
家庭養護推進体制整備事業 4,200千円 (国 1,483) (一 2,717)	1 事業目的 里親支援を専門に行う「里親支援コーディネーター」の児童相談所への配置や里親支援機関事業の拡充等により、要保護児童の家庭養護を推進する。 2 事業内容 (1) 里親支援コーディネーター設置事業 802千円 里親の新規登録の相談から、里親委託に向けた里親・里子のマッチング、里親家庭への訪問及び委託解除後の里子の自立支援等を専門的に行う「里親支援コーディネーター」を中央児童相談所へ配置する。 (2) 里親委託推進事業 3,398千円 ①里親支援機関事業 里親登録の増加に向けて里親制度を周知するセミナーを各地域で開催するほか、里親の養育能力の向上を図るため、里親トレーニングや里親への訪問支援などを実施する。 ・委託先 秋田赤十字乳児院（県央） 陽清学園（県北）、県南愛児園（県南） ②里親委託推進事業費補助金 秋田県里親連合会で実施する里親制度の普及啓発やふれあい交流会の開催、東北地区里親研修会の開催等の取組を支援する。 ③専門里親の養成支援 虐待等により心身に被害を受けた子どもの養育など、専門的な能力を必要とする里親を養成するため、登録希望者の認定研修受講に必要な費用を支援する。

事業概要

地域・家庭福祉課

事業名	内容		
子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業 10,813千円 (国 5,062) (一 5,751)	1 事業目的 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが地域において健全に育成される環境を整備するなど、子どもの貧困対策を総合的に推進する。 2 事業内容 (1) 地域ネットワーク形成支援事業 538千円 市町村における支援体制整備に向けた取組を促進するため、体制整備の考え方や先進事例、貧困の現状について情報交換等を行う研修を開催する。 また、地域において切れ目のない“支援のつなぎ”をコーディネートする者を養成するとともに、教育と福祉等、関係機関の連携方法を学ぶ研修を開催する。 ①市町村職員研修 ・対象者 市町村福祉担当職員、市町村教育委員会担当職員、福祉事務所、民間団体等 ・開催場所 県内3か所（県北、中央、県南） ②コーディネーター養成研修 ・対象者 市町村のコーディネーター候補者、教職員、市町村福祉担当職員、民間団体等 ・開催場所 中央1か所 (2) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 8,968千円 高校進学のための基礎学力及び学習習慣を身に付けるための学習支援を実施するとともに、高校生等も対象に加え、自立に向けた支援を行う。 ・対象者 町村部に居住する中学生及び高校生等（教育庁事業「地域未来塾事業」を通年実施する八峰町、東成瀬村を除く） ・実施形態 <table border="1"> <tr> <td>集合型</td><td> 公民館等を会場に、集まった子どもたちに学習支援を行う （対象）要保護世帯、準要保護世帯、ひとり親世帯の中学生・高校生等 </td></tr> </table>	集合型	公民館等を会場に、集まった子どもたちに学習支援を行う （対象）要保護世帯、準要保護世帯、ひとり親世帯の中学生・高校生等
集合型	公民館等を会場に、集まった子どもたちに学習支援を行う （対象）要保護世帯、準要保護世帯、ひとり親世帯の中学生・高校生等		

訪問型	個別に家庭訪問し1対1で学習支援を行う (対象) 要保護世帯、準要保護世帯の中学 3年生・高校生等
-----	---

(3) ひとり親等生活困窮者に対する家計相談支援事業

1,159千円

子どもの教育資金の計画的な準備方法など、家計の見直しを支援するため、専門家(ファイナンシャルプランナー)が家庭訪問等により家計相談に応じる。

また、対象者を早期に発見するとともに家計見直し効果を広く周知するための出張相談会を開催する。

①対象者

- ・町村部のひとり親等生活困窮者

②個別相談

- ・家庭訪問等による個別家計相談

③出張相談会

- ・県内3か所(県北、中央、県南)、各2回開催
- ・“家計の豆知識講座”、個別家計相談

(4) 子どもの未来応援地域力促進事業

148千円

町内会やPTAなどの地域住民の会合等に貧困対策の取組を実践している講師を派遣し、地域における身近な問題として貧困問題への理解を深める。

- ・講師派遣 6か所

事業概要

長寿社会課

事業名	内 容
高齢者の社会参加促進事業 8, 3 2 6 千円 (国 2, 6 6 1) (ー 5, 6 6 5)	1 事業目的 高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう支援するほか、ねんりんピック秋田大会を契機として高まった社会参加への気運を活かし、高齢者の生きがいがづくり及び世代間交流の促進を図る。 2 事業内容 (1) 友愛訪問活動強化支援事業 5, 3 2 6 千円 老人クラブや市町村及び県老人クラブ連合会が行う、友愛訪問活動等に要する経費を助成する。 【交付先及び負担割合】 ①市町村（秋田市除く） ・老人クラブ事業 国1／3、県1／3、市町村1／3 老人クラブ会員が行う、声かけ、安否確認、地域行事への参加促進等、単身高齢者世帯等への訪問活動に対する支援 ・市町村老連事業 国1／3、県1／3、市町村1／3 友愛訪問関連研修会等への支援 ②県老連 ・県老連事業 国1／2、県1／2 友愛訪問活動指導員の養成研修等への支援 (2) ⑨ 高齢者文化活動支援事業 3, 0 0 0 千円 各地域の高齢者が主体となり、子供や地域住民を含む多くの参加者による、伝統芸能や多彩な健康・生きがいがづくり活動のステージ発表会の開催を支援する。 ・開催時期 平成30年11月（予定）2日間開催 ・開催場所 秋田拠点センターALVE（予定） ・開催内容 出演団体によるステージ発表 （踊り、寸劇、郷土芸能、健康体操など） ・参加人数 1, 0 0 0 人（予定）

事業概要

長寿社会課

事業名	内 容																																																																		
地域でつなぐ認知症支援推進事業 55,843千円 国 19,940 人 15,249 一 20,654 [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 増加が見込まれる認知症の人とその家族が、安心して、安全に、幸せに住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、地域で支える体制を強化する。 2 事業内容 (1) 医療支援体制連携強化事業 38,576千円 ①認知症疾患医療センター運営費 補助率 国1／2 県1／2 交付先 下表のとおり <table><thead><tr><th></th><th>類 型</th><th>圏 域</th><th>設 置 先</th><th>補助額 (年額)</th><th>指定年月</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>基幹型</td><td>全 圏 域</td><td>市立秋田総合病院</td><td>8,074千円</td><td>H28. 10月</td></tr><tr><td>②</td><td>地域型</td><td>大館・鹿角</td><td>大館市立総合病院</td><td>3,621千円</td><td>H28. 10月</td></tr><tr><td>③</td><td>連携型</td><td>北 秋 田</td><td>たかのす今村クリニック</td><td>1,464千円</td><td>H28. 10月</td></tr><tr><td>④</td><td>地域型</td><td>能代・山本</td><td>能代厚生医療センター</td><td>3,621千円</td><td>H29. 10月</td></tr><tr><td>⑤</td><td>地域型</td><td>秋 田 周 辺</td><td>秋田緑ヶ丘病院</td><td>3,621千円</td><td>H27. 10月</td></tr><tr><td>⑥</td><td>地域型</td><td>由利本荘 ・にかほ</td><td>菅原病院</td><td>3,621千円</td><td>H30. 3月</td></tr><tr><td>⑦</td><td>地域型</td><td>大仙・仙北</td><td>秋田県立リハビリテーション ・精神医療センター</td><td>3,621千円</td><td>H25. 10月</td></tr><tr><td>⑧</td><td>地域型</td><td>横 手</td><td>横手興生病院</td><td>3,621千円</td><td>H30. 2月</td></tr><tr><td>⑨</td><td>連携型</td><td>湯沢・雄勝</td><td>菅医院</td><td>1,464千円</td><td>H29. 2月</td></tr><tr><td colspan="4">合 計</td><td>32,728千円</td><td></td></tr></tbody></table> ○基幹型（総合病院） 地域型の機能に加えて、身体合併症・周辺症状への救急・急性期対応、県内センターの連携推進、人材育成（機能強化推進）等の役割を担う。 ○地域型（精神科病院等） 専門的な鑑別診断、行動心理症状外来対応、地域連携の拠点等の役割を担う。 ○連携型（病院・診療所） 地域型と同等の機能、役割を担う。ただし、CT検査及び入院については、他医療機関との連携による対応も可能。		類 型	圏 域	設 置 先	補助額 (年額)	指定年月	①	基幹型	全 圏 域	市立秋田総合病院	8,074千円	H28. 10月	②	地域型	大館・鹿角	大館市立総合病院	3,621千円	H28. 10月	③	連携型	北 秋 田	たかのす今村クリニック	1,464千円	H28. 10月	④	地域型	能代・山本	能代厚生医療センター	3,621千円	H29. 10月	⑤	地域型	秋 田 周 辺	秋田緑ヶ丘病院	3,621千円	H27. 10月	⑥	地域型	由利本荘 ・にかほ	菅原病院	3,621千円	H30. 3月	⑦	地域型	大仙・仙北	秋田県立リハビリテーション ・精神医療センター	3,621千円	H25. 10月	⑧	地域型	横 手	横手興生病院	3,621千円	H30. 2月	⑨	連携型	湯沢・雄勝	菅医院	1,464千円	H29. 2月	合 計				32,728千円	
	類 型	圏 域	設 置 先	補助額 (年額)	指定年月																																																														
①	基幹型	全 圏 域	市立秋田総合病院	8,074千円	H28. 10月																																																														
②	地域型	大館・鹿角	大館市立総合病院	3,621千円	H28. 10月																																																														
③	連携型	北 秋 田	たかのす今村クリニック	1,464千円	H28. 10月																																																														
④	地域型	能代・山本	能代厚生医療センター	3,621千円	H29. 10月																																																														
⑤	地域型	秋 田 周 辺	秋田緑ヶ丘病院	3,621千円	H27. 10月																																																														
⑥	地域型	由利本荘 ・にかほ	菅原病院	3,621千円	H30. 3月																																																														
⑦	地域型	大仙・仙北	秋田県立リハビリテーション ・精神医療センター	3,621千円	H25. 10月																																																														
⑧	地域型	横 手	横手興生病院	3,621千円	H30. 2月																																																														
⑨	連携型	湯沢・雄勝	菅医院	1,464千円	H29. 2月																																																														
合 計				32,728千円																																																															

	②医療支援体制連携事業 ・ かかりつけ医等対応力向上及びサポート医フォローアップ研修の実施 - 委 託 先 (一社) 秋田県医師会 ・ 歯科医師・薬剤師・看護職員対応力向上研修の実施 - 委 託 先 (一社) 秋田県歯科医師会 (一社) 秋田県薬剤師会 (公社) 秋田県看護協会 ・ サポート医養成研修への派遣 ③若年性認知症支援推進事業 ・ 若年性認知症支援コーディネーターの配置 (1 名) - 配 置 先 県立リハビリテーション・精神医療センター (2) 介護・福祉支援体制連携強化事業 5, 0 5 0 千円 ①介護支援体制連携強化事業 ・ 認知症対応型サービス事業管理者等研修の実施 - 委 託 先 (福) 秋田県社会福祉協議会 ・ 介護指導者のフォローアップ研修への派遣 ・ 介護現場における指導者を養成するため、認知症介護研究・研修センターへの研修派遣 ②福祉支援体制連携強化事業 ・ 初期集中支援チーム員・地域支援推進員を養成するため、国立長寿医療研究センターへの研修派遣 (3) 地域支援体制連携強化事業 1 2, 2 1 7 千円 ①認知症施策推進ネットワーク事業 ・ ネットワーク会議の開催 (年 2 回) - 内 容 県医師会、認知症疾患医療センター、家族の会、介護施設等各分野の代表者 1 6 名で構成し、課題等について話し合い、施策に反映 ・ 市町村担当者会議の開催 (県北、中央、県南 各 1 回) - 内 容 施策に当事者視点を取り入れるため、認知症の人と家族の会が参加してグループワークを実施 ②認知症サポーター養成事業 ・ キャラバンメイト養成講座の開催 ・ 認知症サポーター養成講座の開催 (地域振興局単位) ③認知症普及啓発事業 ・ 街頭キャンペーンの実施 ④認知症コールセンター運営事業 - 委 託 先 (福) 秋田県社会福祉協議会
--	---

	⑤権利擁護利用促進事業 ・市町村が行う市民後見人推進事業に対する補助 - 対象経費 後見人養成講座、後見業務支援、後見支援センター運営経費等 - 交 付 先 横手市、湯沢市、三種町 - 補 助 率 10／10 ・成年後見事業研修会の開催 - 内 容 市町村における権利擁護事業の促進を図るため、市町村職員等を対象とした権利擁護制度等に関する研修の実施 ⑥地域包括ケア連携・人材育成推進事業 ・市町村が行う介護予防事業等へ参画を促進するため、リハビリテーション専門職等の人材育成、多職種連携の強化に対する補助 - 対象経費 リハビリテーション専門職等を対象とした研修経費等 - 交 付 先 秋田県リハビリテーション専門職協議会 - 補 助 率 10／10
--	--

事業概要

長寿社会課

事業名	内容
元気で明るい長寿社会づくり事業 39,020千円 (国 542 人 6,188 諸 7,929 一 24,361) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 高齢者が元気で充実した生活ができるよう、「生きがいづくりと健康づくり」を推進するとともに、各市町村等の自立支援・介護予防等の取組に対し支援を行う。 2 事業内容 (1) 高齢者元気アップ支援事業 17,904千円 ねんりんピック秋田大会で高まった社会参加の気運を活かし、より多くの高齢者が継続してスポーツや文化活動に取り組めるよう支援を行う。 ・補助先 (福) 秋田県社会福祉協議会 ・補助率 10/10 ①県版ねんりんピック開催事業(拡充) 対象種目6種目追加(12→18種目)への経費補助 ②全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手派遣事業 全国大会(富山大会)への派遣に係る経費補助 ③^新福祉・文化のつどい開催事業 美術展やシニア活動紹介、講演会等への開催費補助 (2) 新しい総合事業の取組支援事業 5,749千円 各市町村等による自立支援・介護予防等の取組強化を図るため、生活支援コーディネーターの資質向上や地域ケア会議の推進等を支援する。 ①包括的支援事業(高齢者権利擁護)推進事業 ・対象者 一般県民、地域包括支援センター職員等 ・委託先 (福) 秋田県社会福祉協議会 ・内容 権利擁護相談会、虐待に関する研修 ②生活支援コーディネーター推進事業 ・対象者 生活支援コーディネーター、市町村、地域包括支援センター職員 ・委託先 (福) 秋田県社会福祉協議会 ・内容 取組事例等の情報交換研修、情報誌発行

	③地域ケア・マネジメント支援機能強化事業 ・対 象 者 市町村、地域包括支援センター職員等 ・委 託 先 (福) 秋田県社会福祉協議会 ・内 容 地域ケア会議コーディネーター・運営支援研修、自立支援型地域ケア会議支援研修、啓発普及セミナー ④^新地域包括支援センター機能強化推進事業 ・対 象 者 地域包括支援センター職員 ・補 助 先 秋田県地域包括・在宅介護支援センター協議会 ・補 助 率 10／10 ・内 容 初任者向け資質向上のための基礎研修 (3) 高齢者ほっと安心相談事業 15,367千円 専門相談員による高齢者等への総合相談及び地域ケア会議や市町村単独では対応が困難な事例への専門職等の派遣など、広域的かつ専門的な支援を行う。 ①高齢者総合相談・生活支援センターの運営 ・対 象 者 県内の高齢者及びその家族 ・委 託 先 (福) 秋田県社会福祉協議会 ・内 容 一般相談、専門相談、福祉用具等を活用した介護予防講座の開催 ②^新地域包括ケア専門職派遣事業 ・対 象 者 市町村、地域包括支援センター ・委 託 先 (福) 秋田県社会福祉協議会 ・内 容 地域包括ケア専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、リハビリ専門職等)の派遣
--	---

事業概要

長寿社会課

事業名	内 容
老人福祉施設等環境整備事業 141,000千円 (債 140,900) (― 100)	1 事業目的 在宅生活が困難な高齢者の身体的、精神的な健康の維持及び向上を図るため、特別養護老人ホームを整備する。 2 実施主体 (福) ウォームハート 3 施設種別 特別養護老人ホーム (建設予定地) 大仙市花館 4 整備区分 創設 5 定 員 40人 6 補助単価 3,525千円/人

事業概要

長寿社会課

事業名	内 容																																
地域介護福祉施設等整備事業 242,096 千円 (Ⓐ 242,096) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 「市町村介護保険事業計画」及び「県介護保険事業支援計画」に基づき、各地域において必要な地域密着型サービスを提供する施設等の整備及び施設の円滑な開設を促進するため、必要な経費について支援するとともに、特別養護老人ホームの多床室に入所する利用者のプライバシー保護のため、必要な改修費用について支援を行う。 2 実施主体 市町村、社会福祉法人 3 事業内容 (1) 地域密着型サービス施設等整備事業 139,300千円 住み慣れた地域で安心して暮らすため、住民のニーズに対応したサービスを提供する施設等の整備に要する経費を補助。 <table><tr><th>実施主体</th><th>施設種別</th><th>事業者</th><th>定員</th><th>補助額 (千円)</th></tr><tr><td rowspan="3">大仙市</td><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>(株) えがお</td><td>9</td><td>32,000</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>(有) ふあいん</td><td>9</td><td>32,000</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>(有) ふあいん</td><td>18</td><td>32,000</td></tr><tr><td rowspan="2">湯沢市</td><td>認知症高齢者グループホーム</td><td>(有) 桂</td><td>9</td><td>32,000</td></tr><tr><td>認知症対応型デイサービスセンター</td><td>(医) 仁恵会</td><td></td><td>11,300</td></tr><tr><td colspan="2">合計 (5施設)</td><td></td><td></td><td>139,300</td></tr></table>	実施主体	施設種別	事業者	定員	補助額 (千円)	大仙市	認知症高齢者グループホーム	(株) えがお	9	32,000	認知症高齢者グループホーム	(有) ふあいん	9	32,000	小規模多機能型居宅介護事業所	(有) ふあいん	18	32,000	湯沢市	認知症高齢者グループホーム	(有) 桂	9	32,000	認知症対応型デイサービスセンター	(医) 仁恵会		11,300	合計 (5施設)				139,300
実施主体	施設種別	事業者	定員	補助額 (千円)																													
大仙市	認知症高齢者グループホーム	(株) えがお	9	32,000																													
	認知症高齢者グループホーム	(有) ふあいん	9	32,000																													
	小規模多機能型居宅介護事業所	(有) ふあいん	18	32,000																													
湯沢市	認知症高齢者グループホーム	(有) 桂	9	32,000																													
	認知症対応型デイサービスセンター	(医) 仁恵会		11,300																													
合計 (5施設)				139,300																													

(2) 介護施設開設準備経費等支援事業

67,796千円

介護保険施設等において、開設時から質の高いサービスが提供できるよう、設備整備費及び備品購入費等に要する経費を補助。

実施主体	施設種別	事業者	補助対象 定 員	補助額 (千円)
由利本荘市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(株)三光メディケア		10,300
大仙市	特別養護老人ホーム	(福)ウォームハート	40	24,840
	認知症高齢者グループホーム	(株)えがお	9	5,589
	認知症高齢者グループホーム	(有)ふぁいん	9	5,589
	小規模多機能型居宅介護事業所	(有)ふぁいん	9	5,589
湯沢市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(株)横堀温泉紫雲閣		10,300
	認知症高齢者グループホーム	(有)桂	9	5,589
合計(7施設)				67,796

(3) 特別養護老人ホーム等空間整備事業

35,000千円

特別養護老人ホームに入所する利用者のプライバシーを保護するため、多床室のベッド間を壁で仕切るなどの改修に要する経費を補助。

実施主体	施設名(施設所在地)	床数	補助額 (千円)
(福)敬仁会	特別養護老人ホーム松恵苑(潟上市)	50	35,000

事業概要

長寿社会課

事業名	内 容
老人福祉総合エリア改修事業 76,629千円 (Ⓐ 76,629) [南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金]	1 事業目的 設置から相当年数が経過した、南部老人福祉総合エリア（老人専用マンション）について、利用者の安全・安心の確保及び利用促進・利便性向上のため、必要な改修を行う。 2 事業内容 南部老人福祉総合エリア（老人専用マンション）大規模改修事業 76,629千円 南部エリア（老人専用マンション）の2階居室部分について、バリアフリー化などの改修を実施。 【安全性の確保のための改修】 ・玄関扉を引き戸に変更 ・居室及び水回りスペースの段差解消 ・浴槽の撤去等による水回り及びトイレスペースの拡充 ・車いす対応の洗面台及びキッチンへの更新 【利用促進・利便性向上のための改修】 ・シャワー室の設置 ・居室のフローリング化 ・照明、スイッチ類、ナースコールの更新 等 3 次年度以降の改修方針 入居者の利用状況等を踏まえ、3階居室部分の改修内容等について検討する。 4 利用促進への取組 利用料金の選択制の導入、見守り入浴も可能な共用浴室の設置、利便性向上のための改修等について、ホームページ、パンフレット、新聞広告等により、県内外に周知を図り、多くの新規入居者の確保を推進する。

事業概要

長寿社会課

事業名	内容
介護人材確保対策事業 89,538千円 〔人 89,533 諸 5〕 [地域医療介護総合 確保基金]	1 事業目的 介護ニーズの拡大と生産年齢人口の減少により、深刻な人手不足が懸念される介護人材を確保するため、未経験者等の介護分野への新規就労と介護従事者の職場定着を支援する。 2 事業内容 【基盤整備】 (1) 介護サービス事業所認証評価事業 33,560千円 介護従事者の処遇改善や人材育成等を積極的に実施する介護サービス事業者(所)の取組と努力を評価し、基準を満たす事業所の認証を行い、介護職への就労と定着を促進する。 ①認証評価制度推進委員会の開催 ・ 委 員 事業者団体、職能団体、学識経験者等 ・ 開催回数 2回 ②認証申請等受付及び審査員派遣業務委託 事業者からの参加宣言及び申請の受付、認証審査員派遣業務を委託する。 ・ 委 託 先 (公財) 介護労働安定センター秋田支部 ③認証評価制度参加事業所支援業務委託 参加宣言事業者に対し、認証に向けた取組を支援するため、基本・専門セミナーの開催、個別相談会、コンサルタントの派遣等の業務を委託する。 ・ 委 託 先 (株) エイデル研究所 ④^新認証評価制度普及啓発 認証事業者及び認証を目指す事業者のモチベーションを高めるとともに、求職者や一般の人が抱く「介護」のマイナスイメージを払拭するため、制度の普及啓発を図る。 ・ 対 象 中学・高校生等の若年層を中心とした一般県民 ・ 内 容 認証事業者を活用し、やりがいをもって働く介護職員等をインタビューして介護の魅力をPRする動画を作成する。

	i Webサイトやフェイスブック等SNSで公開（短編：1分程度） ii CD制作により学校や地域の出前講座等で活用（長編：5分程度） ⑤活動等経費 事業者への各種支援情報提供、認証審査、ロゴマーク管理 等 【参入促進】 (2) 介護人材確保対策事業 29,053千円 県福祉人材センターに専任職員3名を配置し、介護分野の求人・求職に係るマッチングを推進することにより、新規就労及び職場定着を支援する。 ・委託先 (福)秋田県社会福祉協議会 ①介護従事者新規就労支援 ・介護未経験者に対する基礎講習会の開催及び介護保険施設等における実務訓練の実施 ・介護職員初任者研修受講経費への助成 ・介護職応援Webサイトの運営 ②介護人材定着促進 ・理学療法士の派遣による腰痛予防対策等の普及 ・社会保険労務士等の派遣による職場環境等の改善 ③エルダー・メンター研修事業 ・新人の離職防止を図るため、県内3か所で指導役・相談役となる職員の養成研修を実施する。 (3) 地域住民に対する介護の仕事の理解促進事業 1,854千円 介護の仕事と魅力を紹介するため、県内3か所で地域住民を対象とする介護体験等のセミナーを開催するとともに、県内の中学・高校生等に対し介護の仕事を紹介する出前講座を実施する。 ・補助先 (一社)秋田県介護福祉士会 (学)ノースアジア大学 (秋田看護福祉大学) (学)日本赤十字学園 (日本赤十字秋田短期大学) ・補助率 10/10
--	---

	(4) 中学・高校生等を対象とする介護の職場体験事業 6, 589千円 県内の中学・高校生を中心とした若年層等を対象に、介護施設等での職場体験の機会を提供し、介護の仕事に対する理解を深めることにより、介護職が職業選択の一つとなるような気運の醸成を図る。 ・委託先 (福) 秋田県社会福祉協議会 ・対象者 中学・高校生などの若年層等100人 ・内容 交流、手伝い(補助)、意見交換 (5) ⑧ アクティブシニア介護職参入促進事業 3, 847千円 介護の職場や仕事への理解を深めるための研修・体験を実施し、介護業務未経験者の介護職場への参入促進を図る。 ・委託先 (福) 秋田県社会福祉協議会 ・対象者 元気で就労意欲の高い中高年齢者 (20人×2回) ・内容 講義研修(3日)、施設体験(2日)、報告・交流会(1日) (6) ⑧ 潜在介護福祉士等再就業促進事業 4, 087千円 介護福祉士等の資格を持ちながら、出産・子育て等により離職した潜在的有資格者等を対象に、介護の知識・技術を再確認するための研修を実施し、安心感をもったの復職につなげる。 ・委託先 (福) 秋田県社会福祉協議会 ・対象者 介護福祉士、初任者研修修了者等 (20人×2回) ・内容 講義研修(2日)、施設体験(2～3日)、報告・交流会(1日) 【資質の向上】 (7) 介護職キャリアアップ研修支援事業 2, 899千円 ① 介護職等の実践的スキルアップ講座開設事業 介護従事者や介護支援専門員等の能力を高めるための研修会を開催する。 ・補助先 国立大学法人 秋田大学 ・補助率 10/10
--	--

○フィジカルアセスメント研修

要介護者の食事、移動、排泄などの状態を見極め、緊急時に速やかに医療職と連携できるよう医学的知識を習得する。

・対 象 者 介護従事者 60 人

要介護者の身体状況を総合的に判断し、必要な対応ができるよう呼吸器系、運動器系などの医学的知識を習得する。

・対 象 者 リハビリ専門職等 20 人

○ファシリテーション研修

地域ケア会議等の場で、参加者の発言を促したり、話の流れを整理するなど、合意形成に向けた働きかけの技術を習得する。

・対 象 者 介護支援専門員 20 人

②訪問介護員の人材養成における基本研修実施事業

要介護者の人権擁護や尊厳あるケアに必要な知識を習得するための研修会を開催する。

・補 助 先 (福) 秋田県社会福祉協議会

・補 助 率 10 / 10

○訪問介護員スキルアップ研修(基礎 7 回)

・対 象 者 訪問介護員 30 人

○訪問介護サービス提供責任者研修(全 3 回)

・対 象 者 サービス提供責任者 80 人

(8) 研修受講に係る代替職員確保支援事業

1, 904 千円

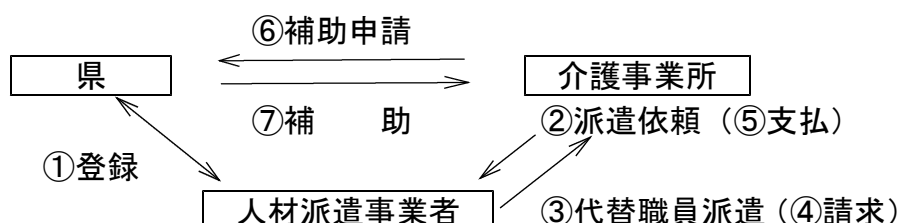
介護職員のキャリアアップのため、職員が多様な研修に参加できるよう代替職員の確保に要する経費を助成する。

・補 助 先 県内介護サービス事業者

・補 助 率 2 / 3

・県に登録した人材派遣事業者へ、介護事業所が派遣を依頼し、その実績に応じ、介護事業所に対し補助する。

(年間 7 人 × 15 日 × 2 回を想定)



	【労働環境・処遇の改善】 (9) 介護ロボット導入推進支援事業 2, 534千円 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化による職場定着を支援するため、介護ロボットの導入を促進する。 ①介護ロボット導入支援補助金 ・補助先 県内介護サービス事業者 ・補助額 10万円／台 ただし、20万円未満のものは導入経費の1／2 ・補助対象 移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、職員の負担軽減に効果が見込まれるロボット ②^新介護ロボット普及啓発事業 介護ロボットの導入促進に向けたセミナーを開催する。 ・対象者 県内介護サービス事業者、ロボット開発・販売事業者 等 ・内容 介護ロボットの動向に関する講演、導入事業者の事例発表、介護ロボット展示会・体験会 (10) 介護事業所内保育所運営支援事業 3, 211千円 介護従事者の職場定着を促進するため、介護保険施設・介護事業所内保育所の運営に要する経費を助成する。 ・補助先 鹿角微笑苑（介護老人保健施設） ・補助率 2／3
--	--

事業概要

国保改革準備・医療指導室

事業名	内 容																		
福祉医療費等助成事業 4,962,653千円 (⊖4,962,653)	1 事業目的 県内に居住する乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭の児童、 高齢身体障害者、重度心身障害児者の心身の健康保持と生活 の安定を図るため、医療費の自己負担分等に対し、助成する。 2 事業内容 (1) 福祉医療費補助金 4,550,001千円 医療費の自己負担額の全部又は一部を支給する市町村の 事業に対して補助する。 ①実施主体 市町村（補助率 1／2） ②内 訳 <table><tr><th>区分</th><th>受給者数(人)</th><th>所要額(千円)</th></tr><tr><td>乳幼児・小中学生</td><td>85,190</td><td>1,112,803</td></tr><tr><td>ひとり親家庭の児童</td><td>18,419</td><td>225,411</td></tr><tr><td>高齢身体障害者</td><td>15,579</td><td>653,171</td></tr><tr><td>重度心身障害(児)者</td><td>46,900</td><td>2,558,616</td></tr><tr><td>計</td><td>166,088</td><td>4,550,001</td></tr></table> (2) 福祉医療費支給事務費補助金 69,045千円 福祉医療の支給に必要な経費に対して補助する。 ①実施主体 市町村（補助率 1／2） ②内 訳 ・ 審査支払手数料 66,720千円 ・ 受給者証の更新に必要な事務費 2,325千円 (3) 福祉医療基盤強化補助金 340,757千円 福祉医療の実施に伴い国から課される市町村国保の国庫 負担金等減額措置相当額に対して補助する。 補助率 前年度減額措置相当額の1／2 (4) 保険医療機関指導費補助金 2,850千円 県医師会・県歯科医師会が保険医療機関に行う福祉医療 制度の周知等に要する経費に対して補助する。 ①補助率 10／10 ②内 訳 ・ (一社) 秋田県医師会 2,073千円 ・ (一社) 秋田県歯科医師会 777千円	区分	受給者数(人)	所要額(千円)	乳幼児・小中学生	85,190	1,112,803	ひとり親家庭の児童	18,419	225,411	高齢身体障害者	15,579	653,171	重度心身障害(児)者	46,900	2,558,616	計	166,088	4,550,001
区分	受給者数(人)	所要額(千円)																	
乳幼児・小中学生	85,190	1,112,803																	
ひとり親家庭の児童	18,419	225,411																	
高齢身体障害者	15,579	653,171																	
重度心身障害(児)者	46,900	2,558,616																	
計	166,088	4,550,001																	

事業概要

国保改革準備・医療指導室

事業名	内容
⑨ 国民健康保険特別会計 94,060,134千円 ⑩ 25,408,713 ⑪ 26,829,673 ⑫ 391 ⑬ 6,807,086 ⑭ 35,014,271	1 事業目的 平成30年度から県が国保財政運営の責任主体となることから、国民健康保険法に基づき特別会計を設置し、国保事業費納付金制度の運用や保険給付費等交付金の交付、市町村への支援体制の整備等を行い、国保財政の安定化及び事業の効率化を図る。 2 事業内容 (1) 保険給付費等交付金の交付 ① 保険給付費等交付金（普通交付金） 74,486,307千円 県は市町村が負担する保険給付費を全額交付し、国保財政の安定化を図る。 ② 保険給付費等交付金（特別交付金） 2,727,470千円 市町村国保事業の運営の安定化に資する事業（収納対策や医療費適正化対策など）の実施状況、その他個別の事情に応じて交付金を交付するほか、財源の一部を活用して、「県版保険者努力支援制度」を創設し、「健康寿命日本一」の実現に向けて健康増進事業に積極的に取り組む市町村を支援する。 ○県版保険者努力支援制度交付金 予 算 額 457,706千円 交付方法 市町村の取組を一定の評価基準に基づいて評価し、その結果により交付金を配分する。 (2) 市町村への支援 ① 県によるレセプト点検 県が持つ医療指導情報等を活用したレセプト点検を行い、市町村の適正な保険給付業務を支援する。 ② 国保データベースシステムの活用 健診データ等を活用し、市町村が抱える健康課題について広域的・専門的な視点から分析し、情報共有や支援を行う。 ③ 県と市町村の連携の強化 県と市町村が国保運営に係る情報を共有する機会を設け、連携体制の強化を図る。 3 国民健康保険特別会計の概要 次頁のとおり

秋田県国民健康保険特別会計概要

		歳 入	歳 出		
市町村から	国から	① 国保事業費納付金 25,409百万円	⑥ 保険給付費等交付金 (普通交付金) 74,486百万円	市町村へ	
		② 国庫支出金 26,830百万円 療養給付費等負担金 16,364百万円 普通調整交付金 7,778百万円 高額医療費負担金 1,171百万円 保険者努力支援分 509百万円 等			
県一般会計から	国保中央会から	③ 財産運用収入 0.3百万円	⑦ 保険給付費等交付金 (特別交付金) 2,728百万円 県特別交付金 1,787百万円 国特別調整交付金 344百万円 国保険者努力支援分 330百万円 等	支払基金へ	
		④ 県繰入金 6,807百万円 財政調整繰入金 5,360百万円 高額医療費負担金 1,171百万円 特定健診負担金 134百万円 財政安定化基金繰入 133百万円 等	⑧ 後期高齢者支援金 12,244百万円 ⑨ 前期高齢者納付金 43百万円 ⑩ 介護納付金 4,378百万円		
支払基金	国保中央会から	⑤ 雑 入 35,014百万円 前期高齢者交付金 34,709百万円 療養給付費等交付金 213百万円 特別高額医療費共同事業交付金 92百万円	⑪ 事務費 9百万円 ⑫ 特別高額医療費拠出金 92百万円 ⑬ 予備費 80百万円	国保中央会へ	
		合 計 94,060百万円	合 計 94,060百万円		

平成30年度秋田県国民健康保険事業費納付金算定結果

(単位:円)

保険者名		按分指数		H30 事業費納付金	H30 必要保険税総額	H30一人当り 国保税	H29一人当り額 国保税	E/F
		医療費指数	所得指数					G
1	秋田市	1.080	0.984	7,558,577,111	6,431,225,371	127,177	126,290	100.70%
2	能代市	0.998	0.931	1,354,301,829	977,908,749	93,646	115,460	81.11%
3	横手市	0.966	0.966	2,249,331,988	1,651,509,771	93,313	118,622	78.66%
4	大館市	0.971	0.947	1,674,420,140	1,272,791,798	98,784	107,346	92.02%
5	男鹿市	1.102	0.892	830,389,089	614,818,013	96,535	137,458	70.23%
6	湯沢市	0.933	0.921	1,170,674,897	895,140,572	94,224	122,352	77.01%
7	鹿角市	0.974	1.011	766,863,952	575,737,202	99,961	135,310	73.88%
8	由利本荘市	1.059	1.071	2,149,384,350	1,704,594,520	112,268	129,140	86.94%
9	潟上市	1.006	0.851	746,035,807	579,180,822	94,179	115,516	81.53%
10	大仙市	0.941	1.033	1,915,231,756	1,492,957,267	98,249	116,005	84.69%
11	北秋田市	0.935	0.919	747,121,517	587,592,456	96,871	109,212	88.70%
12	にかほ市	1.017	1.29	696,624,198	566,120,159	111,492	109,593	101.73%
13	仙北市	0.936	0.913	665,170,730	540,087,055	105,215	122,029	86.22%
14	小坂町	0.942	0.856	126,298,067	97,707,835	95,564	106,683	89.58%
15	上小阿仁村	1.114	0.996	89,048,757	53,042,827	103,020	102,383	100.62%
16	藤里町	1.236	0.977	99,557,227	76,465,897	99,453	136,865	72.67%
17	三種町	1.071	1.07	496,117,054	388,029,523	109,842	121,189	90.64%
18	八峰町	1.067	1.012	243,905,414	199,812,431	118,474	134,346	88.19%
19	五城目町	1.083	0.856	239,832,190	190,116,263	106,221	133,211	79.74%
20	八郎潟町	0.934	0.972	166,635,984	135,916,432	106,920	112,139	95.35%
21	井川町	1.055	0.904	111,322,555	89,961,589	115,204	127,485	90.37%
22	大潟村	0.956	3.163	356,982,733	345,396,440	214,315	218,501	98.08%
23	美郷町	0.960	1.057	491,375,982	391,174,226	101,766	124,034	82.05%
24	羽後町	0.963	0.98	398,092,218	290,666,100	92,678	139,832	66.28%
25	東成瀬村	0.948	1.13	65,416,044	54,278,228	110,016	109,728	100.26%
	計		1.000	25,408,711,589	20,202,231,546	108,276	122,672	88.26%

※この表は、医療分、後期分、介護分の合計。

事業概要

障害福祉課

事業名	内容
障害者県地域生活支援事業 106,575千円 (国 46,667) (諸 42) (一 59,866)	1 事業目的 障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し、障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。 2 事業内容 (1) 障害者就業・生活支援センター事業 28,800千円 就業及び日常生活・社会生活について支援を必要とする障害者について、関係機関と連携し、必要な指導・助言等の支援を行う。 ・委託先 (福)大館圏域ふくし会 ほか (2) 相談支援従事者研修事業 3,345千円 相談支援専門員の養成やスキルアップを図る研修を実施し、障害者の意向に基づく地域生活を実現するための支援の充実を図る。 ・委託先 (同) A C - n e t . (3) 障害者社会参加推進事業(身体) 59,147千円 手話通訳員の設置、障害者社会参加推進センターの運営、重度障害者の割合が高い市町村に対する財政支援の実施等により、障害者の社会参加の促進を図る。 ・委託先 (福)秋田県身体障害者福祉協会 ほか (4) 障害者社会参加推進事業(知的) 2,177千円 スポーツ・レクリエーションに係る事業、本人活動の支援に係る事業を実施し、社会参加の促進を図る。 ・委託先 秋田県知的障害者福祉協会 ほか (5) 障害者社会参加推進事業(精神) 2,005千円 精神障害者に対する正しい知識の普及啓発や、地域移行・地域定着支援に係る事業を実施し、社会参加の促進を図る。 ・委託先 秋田県精神保健福祉協会 ほか

	(6) 高次脳機能障害相談支援事業 2, 307千円 高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図るため、支援拠点機関における専門的な相談支援や病院・福祉施設職員等を対象に研修等を実施する。 ・委託先 県立リハビリテーション・精神医療センター (7) 障害者総合支援法研修等事業 2, 628千円 障害福祉サービスが円滑に実施されるよう、サービス提供者等の養成に係る各種研修を実施し、サービスの質の向上を図る。 ・委託先 (福) 秋田県身体障害者福祉協会 ほか (8) 障害者総合支援法協議会等開催事業 306千円 ・県障害者介護給付費等不服審査会、県障害児通所給付費等不服審査会の開催 ・県障がい者総合支援協議会の開催 (9) 広域的な支援事業 2, 803千円 県障がい者総合支援協議会に「秋田県相談支援アドバイザー」(3名)を設置し、市町村自立支援協議会等に対する支援や相談支援業務に係る人材育成等を実施する。 ・委託先 (同) A C - n e t . (10) 障害者虐待防止対策支援事業 1, 170千円 障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応やその後の適切な支援に向けて、地域における関係機関の協力体制や支援体制の強化を図る。 ・委託先 (福) 秋田県社会福祉事業団 (11) 依存症問題に取り組む民間団体支援事業 300千円 依存症からの回復に向けた活動を行う民間の自助グループを支援するため、ミーティング活動等にかかる経費を補助する。 ・補助先 秋田県断酒連合会 ほか
--	---

(12) ⑧ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

1, 587千円

医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材の養成、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

・委託先 秋田県重症心身障害支援施設連絡会

①医療的ケア児等支援者養成研修

・講義12時間（2日間） 定員250人

②医療的ケア児等コーディネーター養成研修

・講義14時間、演習14時間（4日間）定員100人

③協議会運営

・保健、医療、福祉、教育、保育の各分野の関係機関及び当事者団体から構成される協議の場を運営。

※ 医療的ケア児等

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等

事業概要

障害福祉課

事業名	内 容
障害者総合支援法等推進事業 45,301千円 (国 26,451) (人 5,241) (一 13,609) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 障害者の工賃向上に係る支援、重度障害者の地域生活を支えるための市町村への財政支援、介護職員等による痰吸引等のための研修を実施し、障害者が社会的・経済的に安定した日常生活を営むための体制を整備する。 2 事業内容 (1) 障害者の工賃向上等支援事業 1,527千円 ①工賃向上支援研修事業 642千円 就労継続支援B型事業所を対象として、経営力強化を図る研修会を年1回開催する。 ・委託先 (株)FVP (コンサルタント会社) ②^新工賃向上相談事業 885千円 就労継続支援B型事業所を対象として、販路拡大を図る相談会を分野別に年3回開催する。 ・委託先 秋田県社会就労センター協議会 ・分野別の例 農業、菓子類、クリーニングなど ・相談会の内容 事業所の抱える課題にアドバイス 成功事例の情報交換 等 (2) 重度訪問介護等利用促進支援事業 38,533千円 重度訪問介護等利用者に手厚い支援を行ったことにより、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準額を超過した市町村に対して財政的支援を実施する。 ・負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4 ・H30対象 湯沢市、鹿角市、三種町、八峰町、八郎潟町、井川町、大潟村 (3) 介護職員等による痰吸引等研修事業 5,241千円 医師、看護師との連携協力の下、痰吸引等が必要な重度障害者等に対してケアをより安全に提供するため、痰吸引などの医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する。 ・委託先 (福)秋田県社会福祉協議会 ・対象者 介護職員等(定員50名)

事業概要

障害福祉課

事業名	内容
手話等普及啓発促進事業 1, 925千円 (⊖ 1, 925)	1 事業目的 平成29年4月1日に「秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例」が施行されたことを契機として、手話・点字等の普及や理解促進を図り、障害の有無に関わらず互いに人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現させることを目的とする。 2 事業内容 (1) 小学生向け手話教室 979千円 県内各地の小学校へ講師を派遣し、手話での簡単なあいさつや聴覚障害についての理解を深める手話教室を開催する。 ・実施予定 25校 (2) 県民向け手話教室 276千円 手話でのあいさつや自己紹介など、簡単な手話を体験する手話教室を県内各地で開催する。 ・対象者 県民 ・実施予定 10回（各回定員20名） (3) ⑨企業等手話学習補助事業 215千円 企業等が手話や聴覚障害についての理解を深め、簡単な手話等の対応ができる環境を整備することで、聴覚障害者の積極的な社会参加の促進を図る。 ・対象 県内企業、団体等 ・実施予定 10回（1団体3回上限） (4) 手話等理解啓発事業 455千円 手話や聴覚障害について、子どもから大人までわかりやすい内容が記載されている小冊子を、市町村窓口、学校、図書館等へ配布し、県民へ広く周知する。 ・配布部数 2,000部

事業概要

障害福祉課

事業名	内容
⑨ 障害者差別解消推進事業 6, 164千円 ⑨ 2, 744 ⑩ 3, 420 	1 事業目的 県民や事業者等と連携し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、本県の実情に合わせた条例を制定するとともに、障害のある方等が安心して社会参加できる環境づくりと障害への理解促進による共生社会の実現を図る。 2 事業内容 (1) ⑨ 障害者差別解消推進事業 1, 996千円 ①秋田県障害者差別解消条例（仮称）の制定 県民、事業者等の役割や、差別解消の推進に向け必要な施策等を規定する。 ・ 障害者施策推進審議会等での検討、障害者団体等との意見交換 ・ 条例施行日 平成31年4月（予定） ②障害者差別解消法等の理解促進 ・ 講演会、障害疑似体験会の開催 開催場所・時期 秋田市・11月（予定） 委託先 (福)秋田県身体障害者福祉協会 ③障害者差別解消法の普及啓発 ・ リーフレットの配布 配布先 市町村、医療機関、教育機関、事業者等 配布部数 10, 000部 (2) ヘルプマーク・ヘルプカード普及推進事業 4, 168千円 ①ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布 ・ 対象者 障害のある方等、社会生活において支援や配慮を必要としている方（障害の有無、障害者手帳の有無は問わない） ・ 配布場所 市町村、地域振興局福祉環境部等 ②県民や関係団体への普及啓発及び理解促進 ・ ポスターやリーフレットの配布、各種メディアの活用 ・ 市町村、関係団体、民間事業者等と連携した普及啓発活動

事業概要

障害福祉課

事業名	内 容																																			
障害児・者施設整備 補助事業 297,026千円 (国) 198,016 (債) 98,900 (一) 110	1 事業目的 障害福祉サービスを提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。 2 事業内容 (単位：千円) <table><tr><th>設 置 主 体 名</th><th>設置場所</th><th>整備区分</th><th>種別・定員(人)</th><th>補助額</th></tr><tr><td>(福)大館圏域ふくし会 グループホーム矢立育成園 (つくし森C)</td><td>大館市</td><td>創設</td><td>共同生活援助 5 短期入所 1</td><td>30,756</td></tr><tr><td>(福)秋田ふくしハートネット 愛仙の華</td><td>仙北市</td><td>創設</td><td>生活介護 22 共同生活援助 5 短期入所 2</td><td>175,870</td></tr><tr><td>(特非)障がい者自立生活 センター「ほっと大仙」 シェアハウス銀のさじ</td><td>大仙市</td><td>創設</td><td>共同生活援助 7 短期入所 2</td><td>32,500</td></tr><tr><td>(有)はる風 支援ハウスはる風</td><td>横手市</td><td>創設</td><td>共同生活援助 7 短期入所 2</td><td>34,200</td></tr><tr><td>(福)偕行塾 グループホーム東</td><td>湯沢市</td><td>創設</td><td>共同生活援助 7</td><td>23,700</td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td>5施設</td><td>297,026</td></tr></table> ◇共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で、相談や日常生活を援助 入浴・排せつ・食事の介護等の必要性が認定されている者には、 介護サービスも提供 ◇生活介護 常に介護を必要とする者に、日中、入浴・排せつ・食事の介護等を行うほか、創作活動又は生産活動の機会を提供 3 補助率 国1／2、県1／4	設 置 主 体 名	設置場所	整備区分	種別・定員(人)	補助額	(福)大館圏域ふくし会 グループホーム矢立育成園 (つくし森C)	大館市	創設	共同生活援助 5 短期入所 1	30,756	(福)秋田ふくしハートネット 愛仙の華	仙北市	創設	生活介護 22 共同生活援助 5 短期入所 2	175,870	(特非)障がい者自立生活 センター「ほっと大仙」 シェアハウス銀のさじ	大仙市	創設	共同生活援助 7 短期入所 2	32,500	(有)はる風 支援ハウスはる風	横手市	創設	共同生活援助 7 短期入所 2	34,200	(福)偕行塾 グループホーム東	湯沢市	創設	共同生活援助 7	23,700	計			5施設	297,026
設 置 主 体 名	設置場所	整備区分	種別・定員(人)	補助額																																
(福)大館圏域ふくし会 グループホーム矢立育成園 (つくし森C)	大館市	創設	共同生活援助 5 短期入所 1	30,756																																
(福)秋田ふくしハートネット 愛仙の華	仙北市	創設	生活介護 22 共同生活援助 5 短期入所 2	175,870																																
(特非)障がい者自立生活 センター「ほっと大仙」 シェアハウス銀のさじ	大仙市	創設	共同生活援助 7 短期入所 2	32,500																																
(有)はる風 支援ハウスはる風	横手市	創設	共同生活援助 7 短期入所 2	34,200																																
(福)偕行塾 グループホーム東	湯沢市	創設	共同生活援助 7	23,700																																
計			5施設	297,026																																

事業概要

障害福祉課

事業名	内 容
児童保護費負担金 846,829千円 (分) 691 (国) 251,478 (ー) 594,660	1 事業目的 児童福祉法の規定に基づき、障害児入所支援及び障害児通所支援に必要な費用を負担する。 2 実施主体 県及び市町村 3 事業内容 (1) 児童保護費負担金 821,452千円 入所支援及び通所支援のサービス提供に必要な費用を負担する。 ①障害児入所給付費等 740,760千円 ・県実施分（入所措置費、入所給付費等） 負担割合 国1／2、県1／2 ・市町村実施分（相談支援給付費、通所給付費等） 負担割合 国1／2、県・市町村1／4 ②障害児入所医療費等 77,868千円 ・県実施分（入所児童分） 負担割合 国1／2、県1／2 ・市町村実施分（通所児童分） 負担割合 国1／2、県・市町村1／4 ③県単嵩上げ分 2,352千円 ・東京都 秋津療育園入所者2名分 負担割合 県10／10 ④医療費・給付費等審査支払手数料 472千円 負担割合 県10／10 (2) (新)障害児入所施設運営事業 25,377千円 障害者支援施設への転換及び増加する児童虐待等への対応により定員が不足する障害児入所施設において、県全体の入所必要人数を確保する必要があるため、運営費を補助する。 ・補助先 (福)秋田県社会福祉事業団 ・補助対象 阿桜園（横手市） ・負担割合 県10／10

事業概要

健康推進課

事業名	内容
健康づくり基盤整備事業 6,305千円 (国 1,279) (一 5,026)	1 事業目的 健康づくりに関する事業について、市町村や職域保健の関係者が、地域の健康課題を把握しながら、連携して取り組むための基盤を整備する。 2 事業内容 (1) 地域・職域連携推進事業 932千円 メタボリックシンドローム対策をはじめとした各種保健事業を効果的・効率的に推進するため、地域保健と職域保健の一層の連携を図る。 ・地域・職域連携推進協議会の開催 ・地域の健康課題に関する研修会の開催 ・かかりつけ医による健（検）診の受診勧奨 (2) 健康づくりのためのデータ活用推進事業 344千円 健康づくりに関するより効果的な取組を推進するため、医療保険者が保有する特定健診データ等を各市町村毎に集計・分析することにより、地域住民の健康に関する課題を抽出する。 ・健康づくり支援資料集の作成 ・データを活用した健康づくり推進のための研修への職員派遣（国立保健医療科学院研修への派遣） (3) 糖尿病重症化予防対策推進事業 1,772千円 市町村における糖尿病重症化予防対策を推進するため、市町村、医師会、「秋田県糖尿病対策推進協議会」等による検討会議を開催するほか、市町村の保健師、管理栄養士に対する糖尿病重症化予防の保健指導スキルアップ研修を実施する。 ・糖尿病重症化予防推進会議開催（県・各地域振興局単位） ・糖尿病療養指導（保健指導）育成研修開催 委託先 秋田県糖尿病対策推進協議会 (4) 健康づくりに関する意識調査事業 3,257千円 健康課題の把握や健康秋田21計画の進行管理等に活用するため、県民の健康づくりに関する意識や行動などを調査する。（3年ごとに実施） ・調査対象 県内居住の満20歳以上の男女3,000人

事業概要

健康推進課

事業名	内容
心はればれ県民運動 推進事業 78,549千円 (国 58,673 諸 25 一 19,851)	1 事業目的 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、民学官の一層の連携強化により、自殺予防活動を展開する。 2 実施主体 県、市町村、秋田大学、民間団体等 3 事業内容 (1) 地域自殺対策強化事業 70,434千円 ①対面型相談支援事業 353千円 ・ハローワークにおける心の健康相談支援 委託先 (一社)日本産業カウンセラー協会東北支部 開催回数 毎月1回 ②電話相談支援事業 7,778千円 ・「あきたいのちのケアセンター」による相談支援 ③人材養成事業 1,347千円 ・心はればれゲートキーパー養成講座 委託先 秋田ふきのとう県民運動実行委員会 対象者 一般県民 ・アルコール等依存症対策研修会 対象者 行政、医療機関等関係者、民間団体等 ④普及啓発事業 2,080千円 ・自殺予防街頭キャンペーンの実施 実施時期 9月、12月、3月 ・自殺予防広報事業 県政広報紙による相談窓口等の周知 ・自殺予防ネットワーク強化事業(各保健所) 関係機関ネットワーク会議、街頭キャンペーン等 ⑤地域自殺対策強化事業費補助金 55,778千円 ・市町村、大学、民間団体等による自殺予防活動に対する支援 市町村(25市町村) 民間団体等(15団体等) 主な事業内容 相談会の開催、相談窓口の設置、戸別訪問、サポーター養成研修、交流サロン、街頭キャンペーン等

	⑥地域自殺対策推進センター運営事業 3,098千円 ・自殺対策連携推進員の配置による市町村等への支援 主な事業内容 市町村自殺対策計画の策定支援、自死遺族や自殺未遂者の相談支援、保健所や市町村の取組支援等 (2) 心の健康づくり推進事業 396千円 ・健康づくり審議会「心の健康づくり推進分科会」の開催 (3) 自殺予防県民運動推進事業 2,838千円 ・「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」の事業活動に対する補助 対象経費 実行委員会の運営費及び研修会、県民運動大会、街頭キャンペーン等の実施経費 (4) 自殺未遂者支援事業 1,846千円 ①^新自殺未遂の救急患者に対する医療・保健の連携体制強化事業 自殺未遂により搬送された救急患者の心のケアを図るための対応訓練を実施する。 ・開催回数 1回 ・委託先 国立大学法人 秋田大学 ・対象者 救急救命に従事する医療関係者、消防、行政関係者等 ②自殺未遂者支援体制の構築 自殺未遂者に対する地域の支援体制の構築に向けた研修会および関係者会議を開催する。 ・対象者 医療関係者、消防、行政関係者等 (5) 精神疾患に対する医療等の支援対策強化事業 855千円 自殺との関連が深い、うつ病等の精神疾患に関する相談員や医療関係者の対応力向上を図るための研修会を開催する。 ・精神疾患患者等への相談対応研修事業（1回） 委託先 （一社）秋田県医師会 対象者 相談機関の相談員、民生・児童委員等 ・医療関係者向け精神疾患等対策研修事業（3回） 県北、中央、県南で各1回 委託先 （一社）秋田県医師会 対象者 医師及び看護師等
--	---

(6) ⑧ 子ども・若者のいのちを支える事業 1,565千円

① SOSの出し方教育実践事業

児童生徒が困難やストレスに直面した際の対処方法を身につける教育の実施に当たり、先進事例の研修、高校生の悩みや生活環境に関する調査、研究講座を開催し、指導マニュアルを作成する。

(研修会等)

- ・開催回数 先進事例研修会1回、事前検討会2回、研究講座3回(県北、中央、県南の高校各1校)、事後検討会1回、全体報告会1回
- ・対象者 県・市町村担当者、学校教職員等

(アンケート調査)

- ・分析委託先 国立大学法人 秋田大学
- ・対象者 高校生

②教職員向け自殺予防強化事業

周囲の大人が児童生徒のSOSに気づき、対応できるようにするための研修会を開催する。

開催回数 3回(県内3カ所)

委託先 秋田・こころのネットワーク

対象者 県・市町村担当者、学校教職員等

(7) ⑧ 身体疾患を原因とする自殺の予防対策事業

615千円

①医療機関トップセミナー

自殺予防の観点から病院長等に対して身体疾患を抱える患者の心のケアに関する体制構築等の意識啓発を図る。

- ・開催回数 3回(県内3カ所)
- ・対象者 医療機関の管理者等

②身体疾患を原因とする自殺の予防研修会

身体疾患を抱える患者に接する医療スタッフに対して患者や家族への対応力向上のための研修会を開催する。

- ・開催回数 3回(県内3カ所)
- ・対象者 医師、看護師、その他医療従事者等

事業概要

健康推進課

事業名	内容
「あきた健康宣言！」 推進事業 42,120千円 (④ 500) (① 41,620)	1 事業目的 健康長寿社会の形成に向けて「健康寿命日本一」の実現を目指し、生活習慣病の発症及び重症化の予防に向けた健康づくり県民運動を展開する。 2 実施主体 県、秋田県健康づくり県民運動推進協議会 3 事業内容 (1)「あきた健康宣言！」推進事業 30,362千円 健康寿命日本一に向けた県民の健康意識を高め、主体的に健康づくりに取り組む県民運動を推進する。 ①「あきた健康宣言！」周知事業 19,654千円 ・テレビ、ラジオ、新聞等のメディアを活用した啓発 ・「あきた健康宣言！応援フェア」の開催 ・④協議会会員による県民に有益な健康づくり情報等をホームページや広報紙等を活用して一元的に発信 ②秋田県健康づくり推進体制整備事業 1,429千円 ・「あきた健康長寿政策会議」の開催 健康づくり推進のための施策の提言及び評価 開催回数 年3回 構成団体 秋田大学、県医師会、県歯科医師会、経済団体等 ・「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」の開催 健康づくり県民運動の推進主体として各団体の取組状況や活動内容の報告、団体表彰など 総会、幹事会および部会の開催 構成団体 経済団体、保健医療団体、民間活動団体、市町村、報道機関等 ③④健康ポイント導入支援事業 345千円 ・保険者等による健康ポイント制度の導入促進に向けたセミナーの開催 対象者 保険者の職員等 (健康保険組合、協会けんぽ、市町村等) ※ 健康ポイント制度 健診や健康イベントなどへ参加することにより、商品等と交換可能なポイントを付与し、健康づくりのインセンティブとする制度。

	④^新健康経営支援事業 238千円 - 企業における健康経営の導入促進に向けたセミナーの開催 対象者 企業経営者、人事労務担当者等 ※ 健康経営 従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、実践を図ることで従業員の健康の維持・増進と企業の生産性向上を目指す経営手法。 ⑤地域健康づくり人材活性化事業 8,196千円 - 健康意識が高く、主体的に活動する人材（健康長寿推進員）の市町村による育成事業に対する支援 - 市町村への交付金 対 象 9市町 継 続 鹿角市、にかほ市、三種町、美郷町 新規（5市町村を予定） 対象経費 研修会、視察活動等に要する経費 補 助 率 10／10以内 基 準 額 人口規模により定額 人口10万人以上：180万円 5～10万人：100万円 2～5万人：80万円 7千～2万人：70万円 7千人未満：65万円 - タウンミーティングの開催 対象 住民及び市町村職員 内容 長野県の保健補導員等による講演 ⑥「県民の健康と医療を考える集い」開催経費助成 500千円 - 補助先 （一社）秋田県医師会（定額） （2）食からの健康応援事業 6,774千円 企業・団体等と連携し、減塩・野菜摂取など適切な食生活の普及啓発を図る。 ①食と生活改善啓発事業 - 地域住民を対象とする食生活改善の普及啓発 委託先：秋田県食生活改善推進協議会 ②ライフステージ別栄養普及事業 - 幼少期から高齢期まで年代に応じた食の出前講座 - 高校生レシピコンクールの開催 委託先：（公社）秋田県栄養士会
--	--

	③あきたヘルシーメニュー推進事業 ・企業や保険者との連携によるヘルシーメニューの普及対象 事業所（社食）、飲食業（外食）、スーパー等（中食） ④減塩＆野菜を食べよう応援事業 ・スーパー等との連携によるキャンペーンの実施 （３）運動による健康づくり推進事業 3,546千円 運動機会の提供や情報提供により、運動による健康づくりを推進する。 ①健康合宿事業 ・宿泊型の運動、栄養指導等の実施 - 委託先：ユフォーレ ②ロコモ・メタボ予防講師派遣事業 ・ロコモ、メタボ予防に向けた運動に関する出前講座 - 委託先：ユフォーレ ③歩いて健康づくり県民運動推進事業 ・ウォーキングイベントの拡大 - 開催予定：イオンモール秋田、秋田ふるさと村 ・冬場に運動できる商業施設等の情報提供 （４）フレイル啓発事業 173千円 「フレイル」に関する医療や栄養等の専門家によるセミナーを開催し、高齢者の生活機能維持を図る。 ※ フレイル 加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態。 （５）新「健康な美酒王国」秋田推進事業 1,265千円 アルコール健康障害対策基本法に基づき、秋田県アルコール健康障害対策基本計画を策定するとともに、県民への啓発によりアルコール健康障害対策の推進を図る。 ・秋田県アルコール健康障害対策基本計画策定 ・普及啓発セミナーの開催
--	---

事業概要

健康推進課

事業名	内 容
妊娠・出産への健康 づくり支援事業 110,100千円 (国 41,504) (県 68,596)	1 事業目的 安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向けて、総合的な支援を行う。 2 実施主体 県、市町村 3 事業内容 (1) 母体健康増進支援事業 5,870千円 妊婦の健康の保持増進及びその経済的負担の軽減を図るため、市町村が行う妊婦歯科健康診査事業に対する助成などを行う。 【妊婦歯科健康診査】 ・対象回数 1回 ・補助基準額 4,000円 ・負担割合 県1/2、市町村1/2 (2) 幸せはこぶコウノトリ（不妊治療総合支援）事業 100,832千円 ①不妊治療に要する治療費の助成 95,170千円 ・健康保険適用外である「特定不妊治療」に係る治療費の一部を助成 ・対象年齢は、43歳未満（妻） ・助成の所得要件は、夫婦合算所得（所得控除後）730万円未満 【国庫補助事業】 75,975千円 ・「特定不妊治療」助成見込み件数 446件 ・「男性不妊治療」助成見込み件数 6件 【県単独補助事業】 18,950千円 ・「特定不妊治療」助成見込み件数 346件 ・「男性不妊治療」助成見込み件数 1件 ※「特定不妊治療」とは、「体外受精」及び「顕微授精」をいう。 ※「男性不妊治療」は、特定不妊治療の一環として精巣から精子を採取するための手術を行った場合のみ上乗せ。

【参考（スキーム図）】

■初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合 （通算9回まで補助）

	初回	2回目～6回目	7回目～9回目
特定不妊治療	国15万円 県15万円 （国庫補助）	国7.5万円 県7.5万円 （国庫補助）	県単5万円 （額の上乗せ） 県単20万円 （回数の上乗せ）
男性不妊治療	国7.5万円 県7.5万円 （国庫補助）	国7.5万円 県7.5万円 （国庫補助）	県単15万円

■初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40～42歳の場合 （通算3回まで補助）

	初回	2回目～3回目
特定不妊治療	国15万円 県15万円 （国庫補助）	国7.5万円 県7.5万円 （国庫補助）
男性不妊治療	国7.5万円 県7.5万円 （国庫補助）	国7.5万円 県7.5万円 （国庫補助）

②不妊専門相談センターの運営 3, 132千円

不妊治療に関する情報を提供するとともに、医師、助産師や臨床心理士等が面接や電話により相談に応じる。

- ・委託先 国立大学法人 秋田大学
（医学部附属病院内に設置）

③県民への周知活動等 2, 530千円

不妊症に関する県民の理解を深めるための普及啓発事業を実施するほか、不妊相談従事者のための研修会等を開催する。

- ・普及啓発用リーフレットの配布
- ・県政広報紙による周知
- ・県民公開講座及び不妊相談従事者研修会の開催

	(3) 思春期からの健康づくり支援事業 1, 401千円 中学・高校生に対し、性教育や健康相談などを通して、思春期から主体的な健康づくりができるよう支援する。 ①性に関する指導事業（県教育庁実施） ・産婦人科医師等の派遣による性教育講座の開催 ②ピアカウンセリング等による相談、健康教育の実施 (4) 難聴児補聴器購入費助成事業 942千円 市町村が負担する軽・中度の聴覚障害児の補聴器購入費及び修繕費に対して助成する。 ・対 象 者 身体障害者手帳の交付対象とならない 軽・中度の難聴児 （聴力レベル30dB以上70dB未満） ・負 担 割 合 県1／3、市町村1／3 (5) 女性の健康支援事業 1, 055千円 ①女性健康支援センター事業 女性特有の健康課題に関する悩みを気軽に相談できる体制の確保を図る。 ・委 託 先 （一社）秋田県助産師会 ・相談日時 週3日（月・水・金曜日） 16：00～20：00 ※助産師会の独自相談事業 週5日（月～金曜日） 10：00～16：00 ・相談方法 電話、メール ②女子中高生等に対する女性健康支援センターの周知
--	--

事業概要

健康推進課

事業名	内 容
歯科保健医療推進事業 16,261千円 (国 6,925 人 958 諸 24 一 8,354) [地域医療介護総合 確保基金]	1 事業目的 各ライフステージに応じた歯科保健対策を実施するため、生涯にわたって歯と口腔の健康を維持できる支援体制を整備する。 2 事業内容 (1) フッ化物洗口推進事業 92千円 小中学校等におけるフッ化物洗口に係る取組及び歯蝕予防効果をリーフレットにまとめ、更なる普及啓発を図る。 (2) 8020運動推進特別事業 2,137千円 早期からの歯の喪失防止や高齢者の口腔機能の維持・向上を図るため、口腔ケア等に関する研修事業を実施する。 ①地域歯科保健課題解決に向けた研修会の開催(8保健所) ②歯科口腔保健推進研修事業 ・ 歯科保健医療フォーラム及び口腔ケア推進研修の実施 ・ 委託先 (一社) 秋田県歯科医師会 (3) 口腔保健支援センター推進事業 10,122千円 口腔保健支援センターに配置した歯科衛生士等により、市町村や施設、学校等に対して、各ライフステージに応じた歯科保健指導等を実施する。 (4) 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業 2,750千円 障害者や要介護者等、歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康の保持・増進を図るため、施設入所者に対する歯科検診や疾患予防のための歯科保健指導等を実施する。 ・ 委託先 (一社) 秋田県歯科医師会

	(5)「歯科口腔保健を軸とした生涯元気に暮らすあきた」 推進事業 958千円 歯科専門職と関連職種が情報を共有し、口腔ケアを必要とする高齢者に対して歯科保健医療を提供する上での課題について検討を進める。 ・地域課題研修会の開催（8箇所） ・検討会の開催（1回） (6)一生自分の歯で食べられる子どもを育成するための普及啓発事業 202千円 乳児期から「むし歯になりにくい口腔内環境」を育成するため、「乳幼児歯みがきハンドブック」を配布するとともに、保健指導を行う市町村職員等への研修を行う。 ・乳幼児歯みがきハンドブックの印刷・配布（6,000部） ・ハンドブック活用研修会の開催（3箇所）
--	---

事業概要

がん対策室

事業名	内 容															
がん検診推進事業 16, 187千円 (国 3, 308) (一 12, 879)	1 事業目的 がんの早期発見、早期治療を可能にするがん検診の受診率向上のため、がん検診費用の助成や検診機器等の更新など、がん検診受診環境の充実を図る。 2 実施主体 県、市町村 3 事業内容 (1) 胃がん検診助成事業 5, 976千円 全国と比較して特に高い胃がんの死亡率を減少させるため、罹患率の上昇する年齢層について、胃がん検診の自己負担額を無料化するための経費を助成する。 ・補助対象 市町村 ・対象年齢 50、52、54、56、58歳 ・補助基準額 受診者の自己負担額（上限額2,000円） ・補助率 10／10 (2) 検診車等緊急整備促進事業 3, 402千円 県民の検診機会の確保と精度の高いがん検診実施体制を整備するため、老朽化した検診車搭載の機器を更新する。 ・更新機器 超音波診断装置 1台 ・貸与検診機関 （公財）秋田県総合保健事業団 (3) 検診受診環境整備事業 156千円 より精度の高いがん検診を行う体制を整備するため、がん検診が適切に行われているか評価を行うための手法等を学ぶ「精度管理研修会」を開催する。 (4) がん検診受診率向上推進事業 6, 653千円 胃がん検診を除いたがん検診について、罹患率の上昇する年齢層の検診受診を促すため、コール・リコールによる受診勧奨と合わせて当該検診の自己負担額を軽減するための経費を助成する。 ・補助対象 市町村 ・補助率 1／2															
	<table><tr><td></td><td>対象年齢</td><td>補助基準額</td></tr><tr><td>大腸がん</td><td>50～54歳</td><td>500円</td></tr><tr><td>肺がん</td><td>60～64歳</td><td>500円</td></tr><tr><td>子宮頸がん</td><td>30～34歳</td><td>1, 500円</td></tr><tr><td>乳がん</td><td>40～44歳</td><td>1, 500円</td></tr></table>		対象年齢	補助基準額	大腸がん	50～54歳	500円	肺がん	60～64歳	500円	子宮頸がん	30～34歳	1, 500円	乳がん	40～44歳	1, 500円
	対象年齢	補助基準額														
大腸がん	50～54歳	500円														
肺がん	60～64歳	500円														
子宮頸がん	30～34歳	1, 500円														
乳がん	40～44歳	1, 500円														

事業概要

がん対策室

事業名	内容
⑨ たばこによる健康被害予防推進事業 4, 025 千円 (国 775) (ー 3, 250)	1 事業目的 たばこを原因とする生活習慣病を予防するため、喫煙率の低減、若い世代の喫煙防止、受動喫煙の機会減少に向けた総合的なたばこ対策を行う。 2 実施主体 県、秋田県健康づくり県民運動推進協議会等 3 事業内容 (1) 喫煙率の低減対策事業 2, 152 千円 たばこが及ぼす健康被害について理解を促進するための啓発や、喫煙率低減のための健康教育を実施する。 ・世界禁煙デーに合わせた街頭キャンペーンやフォーラムの開催 ・たばこの健康被害についての年間を通じた理解促進キャンペーンの実施 ・禁煙教室の開催（3回） (2) 若い世代の喫煙防止対策事業 494 千円 大学生を対象とした喫煙防止の啓発や喫煙の実態を把握するためのアンケート調査を行う。 ・学内へのポスター掲示等による啓発 ・学生サークル等を通じた喫煙・受動喫煙防止の啓発 ・県内大学生を対象とした喫煙の実態、たばこに関する意識についてのアンケート調査の実施 (3) 受動喫煙防止対策事業 1, 379 千円 たばこによる健康被害について、その対策や規制のあり方などの検討を行うため、有識者等による検討委員会を開催するとともに、受動喫煙の機会を減少させる取組を推進する。 ・たばこによる健康被害防止対策検討委員会の開催 ・受動喫煙防止リーフレットの作成 ・飲食店や店舗等における利用者の意思を伝えるカードの配布

事業概要

がん対策室

事業名	内容
がん医療対策推進事業 112,048千円 (国 47,100) (人 12,072) (一 52,876) [地域医療介護総合確保基金] 2,500 [県民の医療の確保に関する臨時対策基金] 9,572	1 事業目的 患者やその家族が質の高いがん医療やきめ細かな支援を受けることができるよう、医療提供体制の構築を図る。 2 実施主体 県、がん診療連携拠点病院等 3 事業内容 (1) がん患者医療用補正具助成事業 5,176千円 がん患者の治療と就労や社会参加の両立を支援するため、医療用補正具購入に係る費用の一部を助成する。 ・対象者 がん治療に伴い医療用補正具を購入した患者 ・対象経費 ウィッグ及び乳房補正具の購入費用 ・助成限度額 ウィッグ 15,000円(回/人) 乳房補正具 10,000円(回/人) (2) がん医療従事者育成支援事業 2,500千円 がん関連分野の認定看護師や専門看護師、放射線治療専門放射線技師、認定薬剤師等の資格取得を促進するため、医療機関の奨学金支給等に要する経費を補助する。 ・補助対象 医療機関 ・補助基準額 1人当たり1,000千円 ・補助率 1/2 (3) がん診療機能等強化事業 93,500千円 県内のがん診療機能等を強化するため、「地域がん診療連携拠点病院」、「地域がん診療病院」(以上国指定)及び「がん診療連携推進病院」(県指定)に対して、医療従事者研修、患者等への相談支援、普及啓発等に要する経費を補助する。 ・補助基準額 1病院当たり8,500千円×11病院 ・補助率 10/10(国1/2、県1/2) (4) 緩和ケア推進事業 700千円 拠点病院等の緩和ケアチーム従事者等を対象とした専門研修会を開催する。 ・委託先 秋田県緩和ケア研究会 ・内容 拠点病院の緩和ケア病棟等における実地研修

	(5) がん治療成績改善と均てん化に関する調査研究委託事業 9, 572千円 拠点病院等の院内がん登録データ等から得られる情報を解析し、治療成績の改善、がん医療の均てん化に向けた指導・助言等を行う。 ・委託先 国立大学法人 秋田大学 ・内 容 ①各拠点病院等に対する院内がん登録の解析支援 ②各拠点病院等の院内がん登録全症例の治療内容と生存率の関係の究明 等 (6) ⑧がん相談・緩和ケア推進事業 600千円 一定のがん診療実績を有する病院のがん相談支援センター、緩和ケアチームの利用を促進するため、県民等への啓発に要する経費を補助する。 ・補助対象 能代山本医師会病院、本荘第一病院 ・補助基準額 1病院当たり300千円 ・補助率 10／10
--	---

事業概要

医 務 薬 事 課

事業名	内 容
地方独立行政法人秋田 県立病院機構支援事業 4,478,308千円 (⊕ 804,939) (⊖ 3,673,369) [地域医療介護総合 確保基金]	1 事業目的 県立病院機構が担う「救急医療」「高度医療」「精神医療」などの政策医療や、脳血管研究センターの研究を推進し、県民への医療サービスの向上を図るため、運営及び脳・循環器疾患の医療提供体制の整備に要する経費を交付するほか、増築棟の施設整備に要する経費を補助する。 2 事業内容 (1) 政策医療等に対する交付金 3,672,884千円 ①脳血管研究センター 1,992,817千円 ○脳神経疾患分野 1,309,495千円 ・救急・高度医療に要する経費 612,576千円 ・研究部門に要する経費 571,990千円 ・病院の建設改良に要する経費等 124,929千円 ○循環器疾患分野 253,954千円 ・救急・高度医療に要する経費 207,421千円 ・研究部門に要する経費等 46,533千円 ○病棟増築等に要する経費 429,368千円 ・増築に係る借入金の償還金 74,123千円 ・旧成人病医療センターの維持管理費等 30,335千円 ・医療機器移転経費等 324,910千円 ②リハビリテーション・精神医療センター 1,680,067千円 ・リハビリテーション医療に要する経費 43,288千円 ・精神・高度医療に要する経費 935,719千円 ・病院の建設改良に要する経費等 701,060千円 (2) 脳血管研究センター施設整備費補助金 804,939千円 ・対象経費 工事請負費等 2,768,992千円 ・補助基準額 対象経費 × $\frac{\text{循環器病床(50床)}}{\text{増築棟の急性期病床(86床)}}$ ・補助率 県1/2

	(3) 不動産譲与附帯業務経費 485千円 旧成人病医療センター敷地（秋田市千秋久保田町4-164 ：4,167.20㎡）を脳血管研究センター増築棟建設に伴い出 資するため、不動産鑑定業務を委託する。
--	--

脳血管研究センターの機能強化等に係る工事計画の概要について

課 事 藥 務 医

■増築までの運用（H27年度～H30年度）

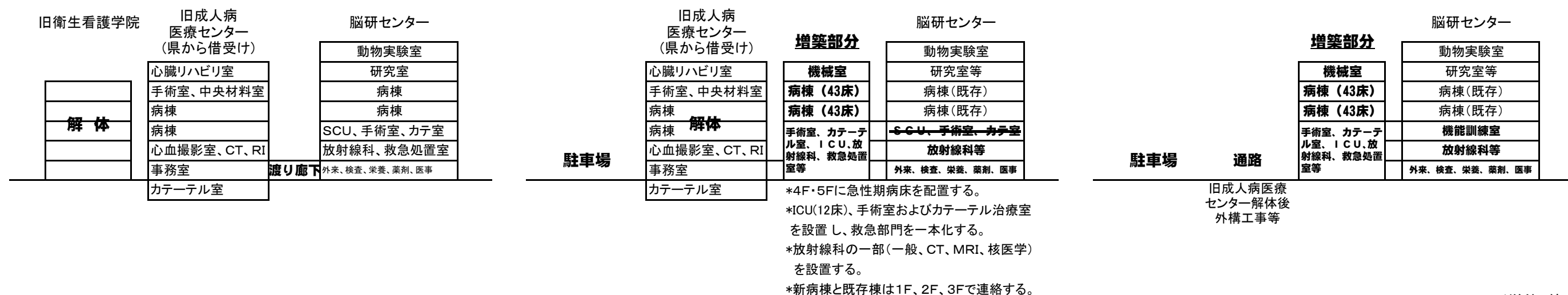
- 脳研センターと旧成人病医療センター建物を渡り廊下で結合し、暫定運用。
- 暫定運用に支障がないよう両建物の医療情報システムの結合・増設を行うとともに、必要な管理委託・保守委託契約を行う。
- 循環器疾患患者の外来診察は、現脳研センターで行い、検査・手術・入院診療は、旧成人病医療センター建物で行う。
- 脳研センターの駐車場整備のため旧衛生看護学院を解体。

■増築工事 (H29年度～H30年度)

- 脳研センターの増築工事完了後、脳・循環器疾患の検査・手術・入院診療を増築部分で行う。
- 増築部分で使用する医療機器は、移設や新規購入で対応。
- 旧成人病医療センター(建物)については、無償譲渡を予定しており、平成30年第1回定例会(2月議会)に提案。
- 旧成人病医療センター(土地)については、出資に係る定款変更を、平成30年第2回定例会(9月議会)に提案予定。

■改修工事(H31年度)

- 外構工事、駐車場管制設備工事、現脳研センター建物に係る空調配管・外壁等、改修・修繕工事を実施。
- 上記作業と並行して、旧成人病医療センター建物の解体工事を行う。



(単位:億円)

1	旧衛生看護学院解体(駐車場整備)経費	2.4	【0.3】
		(2.2)	
2	旧成人病医療センター暫定運用経費	2.8	【0.3】
		(2.8)	
3	旧成人病医療センター医療機器等承継経費	5.2	【0.3】
		(5.2)	

※1 上段の額は平成29年1月23日福祉環境委員会提示額

※2 下段の()内の額は現時点での見込額

※3【 】内の額は平成30年度当初予算計上額

4	脳研増築工事経費	63.3	【27.7】
		(51.2)	
内訳 (再掲)	本体工事費	53.6	【25.3】
		(43.7)	
	附帯工事費	7.6	【2.1】
		(5.4)	
	設計費、工事監理費	2.1	【0.3】
		(2.1)	
5	医療機器等購入・移転経費 (サイクロトロン等)	42.1	【42.0】
		(42.0)	

6	既存棟改修・修繕工事経費	16.3 (16.3)	【0.3】
7	旧成人病医療センター解体(駐車場整備)経費	— (0.4)	【0.4】

※旧成人病医療センター解体経費については、H29年1月23日福祉環境委員会提示額には含まれていない。解体工事費は未積算である。

■ 総 事 業 費		132.1 (120.1)	【70.7】
-----------	--	------------------	--------

※これらの経費については計画に基づく概算額を含んでおり、作業過程において変動する。
※消費税率は8%としている。

■整備スケジュール

■整備スケジュール		※H31.3増築棟供用開始予定									
	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度		
旧衛生看護学院		解体工事設計	解体工事・整地								
脳血管研究センター		基本設計	実施設計	公告 入札	増築工事						2期工事
					医療機器・医療情報システム整備						
					既存棟大規模修繕工事設計				既存棟大規模修繕工事		
旧成人病医療センター	※暫定運用期間(渡り廊下設置)										
						解体工事設計			解体工事・整地		

事業概要

医 務 薬 事 課

事業名	内 容									
周産期医療体制整備事業 (新 病院間連携による産科医療体制維持支援事業) 73,369千円 (Ⓐ 73,369) [地域医療介護総合確保基金] 58,695 [県民の医療の確保に関する臨時対策基金] 14,674	1 事業目的 産科医師の減少等により分娩取扱機能の維持が困難となっている鹿角地域の安全な産科医療体制を確保するため、大館市立総合病院とかづの厚生病院との連携体制を構築する。 2 事業内容 大館市立総合病院に分娩取扱機能が集約されることに伴い必要となる施設・設備整備に助成する。 (1) 補助先 大館市（大館市立総合病院） (2) 補助内容 ・分娩取扱数の増加に伴う分娩室及び外来診察室の増設に係る施設・設備整備 (3) 補助率 10／10 地域医療介護総合確保基金 県民の医療の確保に関する臨時対策基金 4/5 1/5 (4) 補助の内訳 ・施設整備 29,116千円 分娩室増設（2室→3室） 外来診察室増設（3室→5室） 18,476千円 10,640千円 ・設備整備 44,253千円 (主なもの) 母体胎児監視システム 超音波診断装置 1 式 16,956千円 1 式 4,422千円 【大館市立総合病院及びかづの厚生病院の産科の概要】 <table><tr><th></th><th>現 在</th><th>分娩取扱機能集約後(予定)</th></tr><tr><td>大館市立総合病院</td><td>・医師数 4名 ・分娩件数 約500件</td><td>・医師数 6名 ・分娩件数 約700件</td></tr><tr><td>かづの厚生病院</td><td>・医師数 2名 ・分娩件数 約200件</td><td>・分娩取扱なし ・産婦人科外来及び妊婦健診は大館市立総合病院からの派遣による非常勤医師で対応</td></tr></table>		現 在	分娩取扱機能集約後(予定)	大館市立総合病院	・医師数 4名 ・分娩件数 約500件	・医師数 6名 ・分娩件数 約700件	かづの厚生病院	・医師数 2名 ・分娩件数 約200件	・分娩取扱なし ・産婦人科外来及び妊婦健診は大館市立総合病院からの派遣による非常勤医師で対応
	現 在	分娩取扱機能集約後(予定)								
大館市立総合病院	・医師数 4名 ・分娩件数 約500件	・医師数 6名 ・分娩件数 約700件								
かづの厚生病院	・医師数 2名 ・分娩件数 約200件	・分娩取扱なし ・産婦人科外来及び妊婦健診は大館市立総合病院からの派遣による非常勤医師で対応								

事業概要

医 務 薬 事 課

事業名	内 容
災害医療体制整備事業 (新)東北ブロック D M A T 参集訓練事業) 2, 9 7 7 千円 (国 6 2 5 ー 2, 3 5 2)	1 事業目的 秋田県内で大規模災害が発生したことを想定し、東北ブロック各県のD M A T (災害派遣医療チーム) 及び関係機関が連携して、被災地域における緊急治療、病院支援、広域・地域内医療搬送等を迅速に行うことができるよう実践的な訓練を実施する。 2 事業内容 (1) 実施主体 県 (東北及び新潟各県の持ち回りで実施) (2) 事業内容 ①訓練実施日 平成30年10月6日(土)・7日(日) ②訓練会場 県内一円(秋田空港SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)、 県内各災害拠点病院 他) ③訓練参加人数等(見込み) 300名 (・日本D M A T 東北ブロック隊員 ・秋田県内緊急対応関係機関(消防・自衛隊・ N E X C O 東日本等) 職員 ・県内災害拠点病院等職員 他) ④想定する災害 M 8. 7、最大震度7の地震 (秋田県地震被害想定調査報告書(H 2 5. 8) で想定 する最大の地震) ⑤訓練概要 被災地における緊急治療や病院支援、被災地からの傷病 者の搬送、D M A T 調整本部活動などの実施 (3) 主な経費の内訳 ・訓練コントローラー(※)旅費 1, 8 0 4 千円 ・研修会会場使用料等 6 7 7 千円 ※ 訓練が円滑に進行できるよう、助言・進行管理を行う 人物(39名を想定)

事業概要

医 務 薬 事 課

事業名	内 容
在宅医療推進支援事業 55,496千円 (入 55,496) [地域医療介護総合 確保基金]	1 事業目的 患者がどこにいても安心して医療が受けられる体制を目指すため、各地域の在宅医療提供体制の確保、構築に向けた事業に対し補助する。 2 事業内容 (1) 在宅療養支援診療所等機能強化事業 6,073千円 在宅医療に取り組む診療所の医療機器整備（郡市医師会による貸出用の機器整備を含む）に対して補助する。 ・補 助 先 在宅医療に取り組む診療所（10ヶ所） ・補 助 率 2／3 (2) 在宅療養支援歯科診療所等機能強化事業 16,200千円 在宅医療に取り組む歯科診療所の医療機器整備（郡市歯科医師会による貸出用の機器整備を含む）に対して補助する。 ・補 助 先 在宅歯科医療に取り組む歯科診療所（15ヶ所） ・補 助 率 2／3 (3) 有床診療所施設設備整備事業 21,347千円 在宅医療に取り組む有床診療所の施設設備整備に対して補助する。 ・補 助 先 有床診療所（6ヶ所） ・補 助 率 3／4 (4) 在宅医療サービス提供施設整備事業 5,750千円 新規又は拡充により通所・訪問リハビリテーションを行う事業所の設備・車両整備に対して補助する。 ・補 助 先 病院・診療所 ・補 助 率 1／2 (5) 在宅医療推進協議会設置運営事業 726千円 県医師会及び各郡市医師会で開催する在宅医療推進協議会の運営経費に対して補助する。 ・補 助 先 県医師会・郡市医師会 ・補 助 率 10／10

	(6) 休日在宅医療当番医支援事業 5, 400千円 在宅療養患者の休日の容体急変に対応できる体制整備のため、休日在宅医療当番医制度に参画する医師の日当（待機料）に対して補助する。 ・補 助 先 郡市医師会・病院 ・補 助 率 10／10
--	--

事業概要

医 務 薬 事 課

事業名	内 容
医療ネットワーク推進事業 19,311千円 (⊕ 16,381) (⊖ 2,930) [地域医療介護総合確保基金]	1 事業目的 医療機関間での患者の診療情報の共有化を図り、各医療機関の連携・機能分担を円滑にし、地域全体の医療の質の向上や効率化に資する。 2 事業内容 (1) 地域中核病院ネットワーク参画促進事業 14,944千円 かづの厚生病院が「あきたハートフルネット」に参加することにより、かづの厚生病院で妊婦健診を受診した妊婦の診療情報を大館市立総合病院との間で共有し、安全な産科医療体制を整備するなど、地域の医療機関の連携体制を構築する。 ・対象経費 病院の診療情報システムをあきたハートフルネットに接続するために必要なサーバ等機器の設置費用 ・補助率 3／4 ・補助基準額 19,926千円 (2) データセンター費 2,930千円 データセンター機器の保守等を委託する。 ・委託先 国立大学法人 秋田大学 ・対象経費 保守経費・回線費用 (3) 運営経費助成費 1,437千円 あきたハートフルネットの運営基盤の安定化を図るため、運営主体である秋田県医師会に助成する。 ・補助先 (一社) 秋田県医師会 ・対象経費 運営費(各医療機関の利用料収入を控除) ・補助率 1／2 ・補助基準額 2,876千円

※ 秋田県医療連携ネットワークシステム
(あきたハートフルネット)

県内の病院や診療所間で、患者の診療情報を安全かつ簡便に共有できるネットワークシステムとして、平成26年度に運用を開始(運営は秋田県医師会)。

医療機関間の情報伝達や連携がスムーズになるため、転院時などにおける医療の継続性、検査や投薬の重複防止など、効率的で質の高い医療の提供に資する。

○参加医療機関 30施設(H30.2.1現在)

事業概要

医師確保対策室

事業名	内 容																																	
医師地域循環型キャリア形成支援システム推進事業 433,228千円 (⊕ 155,932 諸 45,810 ⊖ 231,486) [県民の医療の確保に関する臨時対策基金] 98,207 [地域医療介護総合確保基金] 57,725	1 事業目的 医師不足・偏在改善計画に基づき、医師が大学と県内病院を循環しながらキャリア形成できる体制を構築することにより、医師の県内定着を図る。 2 事業内容 (1) 地域医療従事者医師修学資金等貸与事業 354,834千円 県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする医学生、大学院生及び研修医に対し、修学・研修資金を貸与する。<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>貸与月額</th><th>新 規</th><th>継 続</th></tr><tr><td rowspan="3">医 学 生</td><td>地 域 枠</td><td>100・150千円</td><td>24人</td><td>114人</td></tr><tr><td>市町村振興枠</td><td>100・150千円</td><td>10人</td><td>20人</td></tr><tr><td>元 気 枠</td><td>200千円</td><td>5人</td><td>9人</td></tr><tr><td colspan="2">大学院生</td><td>300千円</td><td>3人</td><td>1人</td></tr><tr><td colspan="2">研 修 医</td><td>200千円</td><td>4人</td><td>0人</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td></td><td>46人</td><td>144人</td></tr></table>※地域枠、市町村振興枠の貸与月額は自宅通学者が100千円、自宅外通学者が150千円 (2) あきた医師総合支援センター運営事業 48,394千円 修学資金貸与医師等の若手医師が大学と地域の病院等を交互に勤務しながら医師としての研鑽を積むシステム（地域循環型キャリア形成支援システム）を推進するとともに、医療に関する最新の知識・技術を習得する研修等を実施する。 [センターの概要] ①運営体制 県と秋田大学が共同で運営 ②事業内容 【大学】・ 地域循環型キャリア形成支援システムの推進 ・ 最新の知識や技術に関する研修等の実施 ・ 男女共同参画の推進、女性医師の支援 等 【 県 】・ 自治医科大卒業医師のキャリア支援 ・ ドクターバンクによる医師の紹介 ・ 修学資金貸与医師の配置調整 等	区 分		貸与月額	新 規	継 続	医 学 生	地 域 枠	100・150千円	24人	114人	市町村振興枠	100・150千円	10人	20人	元 気 枠	200千円	5人	9人	大学院生		300千円	3人	1人	研 修 医		200千円	4人	0人	合 計			46人	144人
区 分		貸与月額	新 規	継 続																														
医 学 生	地 域 枠	100・150千円	24人	114人																														
	市町村振興枠	100・150千円	10人	20人																														
	元 気 枠	200千円	5人	9人																														
大学院生		300千円	3人	1人																														
研 修 医		200千円	4人	0人																														
合 計			46人	144人																														

債務負担行為

⊕30,000千円

⊖30,000千円

内訳

31年度 30,000千円

32年度 30,000千円

(3) 総合地域医療推進学講座設置事業 30,000千円

秋田大学に設置した寄附講座において、地域医療を担う医師の養成と医師不足や地域偏在の解消に向けた研究を行う。

①設置期間 平成30～32年度(3年間)

※債務負担行為設定

②教員 3人

③研究テーマ

- ・医師の地域偏在・診療科偏在の解消と県内定着促進に関する研究
- ・新専門医制度を踏まえた医学部教育から専門医養成までの一貫した教育体系の再構築に関する研究
- ・男女共同参画推進のための体制づくりと女性医師支援に関する研究

(参考)

修学資金貸与の状況

(H30年1月現在)

	医 学 生						大学院生	研修医	計
	県内 地域枠	全国 地域枠	一般枠	市町村 振興枠	ふるさと 元気枠	小計			
貸与期間中	109	25	0	21	16	171	3	0	174
新規	18	6		6	4	34	1	0	35
継続	91	19		15	12	137	2	0	139
貸与休止中	0	0	0	0	0	0	1	0	1
返還猶予中	0	1	2	2	4	9	2	1	12
義務履行中	64	10	8	2	13	97	4	0	101
初期研修1年目	13	3	0	0	4	20		0	20
初期研修2年目	16	5	0	1	3	25		0	25
勤務	35	2	8	1	6	52	4	0	56
(うち知事指定)	(6)	(1)	(1)	(1)	(2)	(11)	(4)	(0)	(15)
計	173	36	10	25	33	277	10	1	288

事業概要

医師確保対策室

事業名	内容
地域医療従事医師確保対策事業 173,283千円 (人 173,273 諸 10) [県民の医療の確保に関する臨時対策基金] 125,939 [地域医療介護総合確保基金] 47,334	1 事業目的 医師不足・偏在改善計画に基づき、地域医療に従事する医師の確保と県内定着を図る。 2 事業内容 (1) 循環型医療教育システム学講座設置事業 98,000千円 秋田大学に設置した寄附講座において、地域の中核的な病院への診療応援を行うとともに、若手医師の受入体制の強化を図る。 ①名 称 循環型医療教育システム学講座 ②設置期間 平成26～30年度（5年間） （債務負担行為設定済） ③教 員 等 10人以上 ④内 容 ・地域の中核的な病院（医師不足診療科）への診療応援 ・地域の中核的な病院における指導医の養成と若手医師の指導 (2) 鹿角地域医療推進学講座設置事業 20,000千円 岩手医科大学に設置した寄附講座において、鹿角地域の医療の確保に向けた実践的な研究を行う。 ①名 称 鹿角地域医療推進学講座 ②設置期間 平成27～31年度（5年間） （債務負担行為設定済） ③教 員 2人 ④研究テーマ ・鹿角地域における医療連携のあり方に関する実践的研究 ⑤鹿角市及び小坂町の寄附金 10,000千円

	(3) 産科医等医療体制特別対策事業 27,334千円 産科医等の処遇改善を図るため、分娩手当を支給する医療機関に対し助成を行う。 ・基準額 10,000円／件 ・補助率 2／3 (4) 大館・北秋田地域医療推進学講座設置支援事業 20,000千円 大館・北秋田地域の医療の充実を図るため、弘前大学に寄附講座を設置する大館市に対し助成を行う。 ①補助対象 大館市 ②対象経費 弘前大学への寄附講座設置経費 ③補助率 2／3（上限20,000千円） (参考：寄附講座の概要) ・設置者 大館市 ・設置期間 平成30～34年度（5年間） ・寄附金総額 165,000千円（5年間） - 平成30年度分 33,000千円 - 市：13,000千円 - 県：20,000千円 ・研究テーマ ・地域の医療診療ネットワークの構築 ・大学と地域の病院との循環による地域医療を担う人材の育成 ・県北地域をカバーする地域救命救急センターの設置に向けた体制構築 ・教員 4人 (5) 医師・医療情報発信強化事業 7,949千円 医学生や若手・中堅医師の県内病院での臨床研修や勤務を促進するため、秋田の医療情報の発信を強化するとともに、県外の医師等に対する個別訪問活動を行う。 ①ホームページ等による秋田の医療情報の発信 309千円 ②県出身医師等個別訪問活動 5,395千円 ③事業推進費 2,245千円
--	---

事業概要

医師確保対策室

事業名	内 容																																																																									
総合診療・家庭医養成事業 16,625千円 (Ⓐ 16,625) [県民の医療の確保に関する臨時対策基金]	1 事業目的 複数の疾患を横断的に診断・治療できる「総合診療・家庭医」を増やしていくため、「秋田県総合診療・家庭医養成プログラム」による専門医の養成、及び「総合診療・家庭医研修センター」が行う県内病院の研修プログラムの質と魅力の向上を図る取組を推進する。 2 事業内容 ①委 託 先 秋田県厚生農業協同組合連合会 ②委託内容 (専門医の養成) ・専門研修プログラムに基づいた研修医への指導 ・専門研修に必要な外部講師の招聘 ・学会主催研修会等への参加 (県内病院の研修プログラムの質と魅力の向上) ・外部講師招聘による各プログラム合同の研修会の開催 ・指導医のスキルアップ研修会の開催 ・各プログラムが連携した研修医募集活動の実施 ・総合診療・家庭医への意識付け・誘導を図るシンポジウムの開催 【参考】 研修モデルプラン <table><tr><th>年次</th><th>1年目</th><th>2年目</th><th>3年目</th></tr><tr><td>研修内容</td><td>内科系6カ月、救急3カ月、小児科3カ月</td><td>内科系を中心に、希望診療科12カ月</td><td>外来・病棟・在宅医療研修12カ月</td></tr><tr><td>研修病院</td><td colspan="2">秋田厚生医療センター</td><td>湖東厚生病院他</td></tr></table> 各プログラムの研修医在籍の状況 <table><tr><th rowspan="2">基幹病院</th><th rowspan="2">開始年度</th><th colspan="7">研修医の在籍状況(各年4月1日現在)</th></tr><tr><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30(見込)</th></tr><tr><td>秋田厚生医療センター</td><td>H24</td><td>2人</td><td>4人</td><td>6人</td><td>3人</td><td>0人</td><td>0人</td><td>1人</td></tr><tr><td>秋田大学医学部附属病院</td><td>H27</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>0人</td><td>0人</td><td>1人</td><td>1人</td></tr><tr><td>中通総合病院</td><td>H27</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>1人</td><td>2人</td><td>2人</td><td>1人</td></tr><tr><td>市立大森病院</td><td>H29</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>0人</td><td>0人</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>2人</td><td>4人</td><td>6人</td><td>4人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>3人</td></tr></table>	年次	1年目	2年目	3年目	研修内容	内科系6カ月、救急3カ月、小児科3カ月	内科系を中心に、希望診療科12カ月	外来・病棟・在宅医療研修12カ月	研修病院	秋田厚生医療センター		湖東厚生病院他	基幹病院	開始年度	研修医の在籍状況(各年4月1日現在)							H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30(見込)	秋田厚生医療センター	H24	2人	4人	6人	3人	0人	0人	1人	秋田大学医学部附属病院	H27	－	－	－	0人	0人	1人	1人	中通総合病院	H27	－	－	－	1人	2人	2人	1人	市立大森病院	H29	－	－	－	－	－	0人	0人	合 計		2人	4人	6人	4人	2人	3人	3人
年次	1年目	2年目	3年目																																																																							
研修内容	内科系6カ月、救急3カ月、小児科3カ月	内科系を中心に、希望診療科12カ月	外来・病棟・在宅医療研修12カ月																																																																							
研修病院	秋田厚生医療センター		湖東厚生病院他																																																																							
基幹病院	開始年度	研修医の在籍状況(各年4月1日現在)																																																																								
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30(見込)																																																																		
秋田厚生医療センター	H24	2人	4人	6人	3人	0人	0人	1人																																																																		
秋田大学医学部附属病院	H27	－	－	－	0人	0人	1人	1人																																																																		
中通総合病院	H27	－	－	－	1人	2人	2人	1人																																																																		
市立大森病院	H29	－	－	－	－	－	0人	0人																																																																		
合 計		2人	4人	6人	4人	2人	3人	3人																																																																		

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例案の概要

地域・家庭福祉課

1 改正理由

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している児童福祉法の条項を改めることとする。（第9条関係）

3 施行期日

この条例は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成30年4月2日）から施行することとする。

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(懲戒に係る権限の濫用の禁止) 第九条 児童福祉施設の長は、入所している児童等（法第六条の二第一項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に對し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關し当該児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。	(懲戒に係る権限の濫用の禁止) 第九条 児童福祉施設の長は、入所している児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に對し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關し当該児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金条例を廃止する条例案の概要

長 寿 社 会 課

1 廃止理由

秋田県高齢者健康保持及び地域支援体制整備基金による所定の事業が終了することに伴い、同基金を廃止する必要がある。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を 廃止する等の条例案の概要

長 寿 社 会 課

1 理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は市町村の条例で定めることとされたことに伴い、秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の必要がある。

2 内容

- (1) 秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田県条例第102号）の廃止（第1条による廃止）

秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例は、廃止することとする。

- (2) 秋田県指定居宅サービス事業者の指定の申請者等に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第58号）の一部改正（第2条による改正）

指定居宅介護支援事業者の指定等の申請者に関する基準に係る規定を削ることとする。（第2条関係）

3 施行期日

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日（平成30年4月1日）から施行することとする。

秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例案新旧対照表
秋田県指定居宅サービス事業者の指定の申請者等に関する基準を定める条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
第二条・第三条 略	（指定居宅介護支援事業者の指定等の申請者に関する基準） 第二条 法第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。 第三条・第四条 略

秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案の概要

国保改革準備・医療指導室

1 改正理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）の一部改正に伴い同令第17条第1項に規定する基金事業交付金の交付に係る特別の事情を定める等の必要がある。

2 内容

- (1) 基金事業貸付金を償還期限までに償還しない市町村があるときは、当該市町村から延滞金を徴収することとし、その割合は年14.6パーセント（当該償還期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）とすることとする。（第7条関係）
- (2) 基金事業交付金の交付に係る特別の事情は、災害その他の理由により国民健康保険の被保険者の大多数の生活が著しく窮迫していると認められる事情とすることとする。（第8条関係）
- (3) 財政安定化基金拠出金は、基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収することとする。（第9条関係）
- (4) 財政安定化基金拠出金を期限までに納付しない市町村があるときは、当該市町村から延滞金を徴収することとし、その割合は年14.6パーセント（当該期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）とすることとする。（第9条関係）
- (5) 平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間における秋田県国民健康保険財政安定化基金の処分の特例を定めることとする。（附則第2項関係）
- (6) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

○秋田県国民健康保険財政安定化基金

国保財政の安定化のため、保険給付費の増や保険税収納不足による財源不足となった場合に備えるため、全額国庫で造成された基金。

秋田県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
(設置) 第一条 国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項各号に掲げる事業及び同条第二項の規定による繰入れに必要な費用に充てる資金として、同条第一項の規定に基づき、秋田県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。 (運用益金の処理) 第四条 基金の運用から生ずる収益は、秋田県国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。 (基金事業貸付金の償還金の延滞金) 第七条 県は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。）第十四条第一項に規定する基金事業貸付金（以下「基金事業貸付金」という。）を同条第五項の償還期限（同項ただし書の規定による延長が行われたときは、その延長後の償還期限。以下「償還期限」という。）までに償還しない市町村があるときは、当該市町村から延滞金を徴収する。ただし、滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。 2 前項本文の延滞金の額は、未納の基金事業貸付金の額に償還期限の翌日からその償還の日までの日数に応じ、年十四・六パーセント（当該償還期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した額とする。 (基金事業交付金の交付に係る特別の事情) 第八条 令第十七条第一項の条例で定める特別の事情は、災害その他の理由により国民健康保険の被保険者の大多数の生活が著しく窮迫していると認められる事情とする。	(設置) 第一条 市町村の国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項各号に掲げる事業に充てる資金として、同項の規定に基づき、秋田県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。 (運用益金の処理) 第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(財政安定化基金拠出金の徴収方法等) 第九条 県は、令第二十二條第一項の財政安定化基金拠出金（以下「財政安定化基金拠出金」という。）を令第十七條第一項に規定する基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収するものとする。	2 県は、財政安定化基金拠出金を令第二十二條第一項の規定による期限までに納付しない市町村があるときは、当該市町村から延滞金を徴収する。ただし、滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。	3 前項本文の延滞金の額は、未納の財政安定化基金拠出金の額に同項本文の期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、年十四・六パーセント（当該期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した額とする。	第十条 略	
附 則		1 略		2 県は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、国民健康保険法第八十一條の二第一項各号に掲げる事業及び同条第二項の規定による繰入れに必要な費用のほか、基金を同法附則第二十五條の規定による資金の交付に必要な費用に充てることができる。
第七条 略		附 則		1 略 2 この条例の施行の日から持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の施行の日の前日までの間における第一条の規定の適用については、同条中「ため、」とあるのは、「ため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第四条の規定による改正後の」とする。

秋田県指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請者に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

障 害 福 祉 課

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）による児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

引用している児童福祉法の条項を改めることとする。（第1条、第2条関係）

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

新	旧
(指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準) 第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十五第三項第一号(同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定及び指定の更新の申請者については、この限りでない。 (指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準) 第二条 児童福祉法第二十四条の九第三項(同法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。	(指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準) 第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十五第二項第一号(同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定及び指定の更新の申請者については、この限りでない。 (指定障害児入所施設の指定等の申請者に関する基準) 第二条 児童福祉法第二十四条の九第二項(同法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案の概要

医 務 薬 事 課

1 改正理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により修学資金の貸与等の対象となる看護職員として業務に従事する施設に同法第8条第29項に規定する介護医療院を加える等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 修学資金の貸与の対象となる県内の施設に介護医療院を加えることとする。
（第1条の2関係）
- (2) 修学資金の貸与を受けた者が一定の期間業務に従事した場合にその返還の免除を受けることができる施設に介護医療院を加えることとする。（第8条関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

新	旧
(修学資金の貸与の対象) 第一条の二 秋田県看護職員修学資金(以下「修学資金」という。) 一の貸与を受けることができる者は、第一号及び第三号に掲げる要件又は第二号及び第四号に掲げる要件に該当する者とする。 一・二 略 三 将来県内の次に掲げる施設又は地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十一条第二項第一号に規定する特定町村(以下「特定施設等」という。)において業務(六)に掲げる施設にあつては、助産師としての業務に限る。以下同じ。)に従事しようとする意思を有すること。ただし、(九)に掲げる施設にあつては、三年以上県内の(一)から(五)まで、(七)又は(八)に掲げる施設において業務に従事した経験(以下「三年以上の県内実務経験」という。)を有する者である場合に限る。 (一) (七) 略 (八) 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」という。) (九) 略 四 将来県内の診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護事業所又は地域保健法第二十一条第二項第一号に規定する特定町村(以下「県内施設等」という。)において業務に従事しようとする意思を有すること。ただし、訪問看護事業所にあつては、三年以上診療所、病院、介護老人保健施設又は介護医療院において業務に従事した経験(以下「三年以上の実務経験」という。)を有する者である場合に限る。 (返還の免除)	(修学資金の貸与の対象) 第一条の二 秋田県看護職員修学資金(以下「修学資金」という。) 一の貸与を受けることができる者は、第一号及び第三号に掲げる要件又は第二号及び第四号に掲げる要件に該当する者とする。 一・二 略 三 将来県内の次に掲げる施設又は地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十一条第二項第一号に規定する特定町村(以下「特定施設等」という。)において業務(六)に掲げる施設にあつては、助産師としての業務に限る。以下同じ。)に従事しようとする意思を有すること。ただし、(八)に掲げる施設にあつては、三年以上県内の(一)から(五)まで又は(七)に掲げる施設において業務に従事した経験(以下「三年以上の県内実務経験」という。)を有する者である場合に限る。 (一) (七) 略 (八) 略 四 将来県内の診療所、病院、介護老人保健施設、訪問看護事業所又は地域保健法第二十一条第二項第一号に規定する特定町村(以下「県内施設等」という。)において業務に従事しようとする意思を有すること。ただし、訪問看護事業所にあつては、三年以上診療所、病院又は介護老人保健施設において業務に従事した経験(以下「三年以上の実務経験」という。)を有する者である場合に限る。 (返還の免除)

第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 略

二 第一条の二第二号及び第四号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者にあつては、引き続き五年間県内施設等において業務に従事したとき（訪問看護事業所にあつては、三年以上の実務経験を有する者が引き続き五年間（修士課程を修了した後に県内の診療所、病院、介護老人保健施設又は介護医療院において業務に従事し、三年以上の実務経験を有することとなつた者にあつては、五年間から修士課程を修了した後の実務経験の期間を減じて得た期間）業務に従事したときに限る。）
。ただし、前条第一項第二号及び同条第二項第二号に掲げる事由がないにもかかわらず修士課程を修了した日から一年以内に県内施設等において業務に従事しなかつたとき、及び三年以上の実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したときは、この限りでない。

三 略

2
3
4
略

第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 略

二 第一条の二第二号及び第四号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者にあつては、引き続き五年間県内施設等において業務に従事したとき（訪問看護事業所にあつては、三年以上の実務経験を有する者が引き続き五年間（修士課程を修了した後に県内の医療機関又は介護老人保健施設
| において業務に従事し、三年以上の実務経験を有することとなつた者にあつては、五年間から修士課程を修了した後の実務経験の期間を減じて得た期間）業務に従事したときに限る。）
。ただし、前条第一項第二号及び同条第二項第二号に掲げる事由がないにもかかわらず修士課程を修了した日から一年以内に県内施設等において業務に従事しなかつたとき、及び三年以上の実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したときは、この限りでない。

三 略

2
3
4
略